

令和5年 第4回定例会

南種子町議会会議録

令和 5年 12月 7日 開会

令和 5年 12月 15日 閉会

南種子町議会

令和5年第4回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月7日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 日程第6 一般質問	9
9番 濱田一徳君	9
1. 自衛隊馬毛島基地と島民の安全・安心対策を考える	
2. 南海トラフ地震を想定した防災訓練	
3. 令和5年を振り返り	
1. 休 憩	26
8番 上園和信君	26
1. 人口減少と少子化進行対策について	
2. 公営「学習塾」の開設について	
3. 学校給食の「安全・安心と衛生向上」対策について	
1. 休 憩	40
3番 平島 強君	41
1. 観光客の誘致について	
2. 国史跡の整備について	
3. 種子島赤米館の整備について	
4番 福島照男君	45
1. 10年後の農業像が見えてくる地域計画	
2. 輸送コスト支援事業の拡充について	
3. 自衛隊関係の交付金運用について	
1. 休 憩	59
2番 野首久教君	59
1. 横峯構造改善地区の荒地について（荒れた農地を元の農地に）	

2. 南種子町電子地域通貨「あば！P a y」普及について (魅力ある「あば！P a y」に)	
3. 遊具を伴う公園の設置について (家族の思い出に残る遊び場を)	
1. 散 会	71

第2号(12月8日)(金曜日)

1. 開 議	74
1. 日程第1 議案第44号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例制定について	74
税務課長説明	74
質疑	75
4番 福島照男君	75
討論	75
採決	76
1. 日程第2 議案第45号 令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第7号)	76
総務課長説明	76
質疑	78
2番 野首久教君	78
8番 上園和信君	79
4番 福島照男君	82
6番 柳田 博君	83
討論	84
採決	84
1. 日程第3 議案第46号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第4号)	84
くらし保健課長説明	84
質疑	85
討論	85
採決	85
1. 日程第4 議案第47号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第4号)	86
くらし保健課長説明	86

質疑	87
4番 福島照男君	87
討論	88
採決	89
1. 日程第5 議案第48号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第2号)	89
暮らし保健課長説明	89
質疑	90
討論	90
採決	90
1. 日程第6 議案第49号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予 算(第3号)	90
水道課長説明	90
質疑	91
2番 野首久教君	91
8番 上園和信君	91
4番 福島照男君	92
討論	94
採決	94
1. 休 憩	94
1. 日程第7 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	94
町長説明	94
質疑	95
討論	95
採決	95
1. 散 会	96
第3号(12月15日)(金曜日)	
1. 開 議	99
1. 日程第1 提案理由の説明	99
町長説明	99
1. 日程第2 議案第50号 南種子町職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	100

総務課長説明	101
質疑	101
討論	101
採決	101
1. 日程第3 議案第51号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、 期末手当及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例制定について	102
総務課長説明	102
質疑	103
2番 野首久教君	103
討論	104
採決	104
1. 日程第4 議案第52号 町長等の給与等に関する条例の一部を改 正する条例制定について	104
総務課長説明	104
質疑	105
8番 上園和信君	105
1. 休 憩	106
4番 福島照男君	106
討論	107
採決	108
1. 日程第5 議案第53号 南種子町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について	108
総務課長説明	108
質疑	109
討論	109
採決	110
1. 日程第6 議案第54号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例制定 について	110
総務課長説明	110
質疑	111
8番 上園和信君	111
討論	111

採決	111
1. 休 憩	111
1. 日程第7 議案第55号 令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第8号)	111
総務課長説明	112
質疑	113
4番 福島照男君	113
討論	117
採決	117
1. 日程第8 議案第56号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第5号)	118
くらし保健課長説明	118
質疑	118
討論	119
採決	119
1. 日程第9 議案第57号 令和5年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第5号)	119
くらし保健課長説明	119
質疑	120
討論	120
採決	120
1. 日程第10 議案第58号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第3号)	120
くらし保健課長説明	120
質疑	121
討論	121
採決	121
1. 日程第11 議案第59号 令和5年度南種子町水道事業会計補正 予算(第4号)	121
水道課長説明	121
質疑	122
討論	122
採決	122
1. 日程第12 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に	

	関する条例の一部を改正する条例制定 について……………	122
6 番	柳田 博君説明……………	123
	質疑……………	123
	討論……………	123
	採決……………	123
1.	日程第13 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）……………	124
	総務文教委員会委員長報告……………	124
1.	日程第14 発言取消し申し出について……………	126
1.	日程第15 閉会中の継続調査の申し出……………	126
1.	日程第16 議員派遣……………	127
1.	閉 会……………	127

令和5年第4回南種子町議会定例会会期日程

12月7日開会～12月15日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
12	7	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問 (5名)
	8	金	本 会 議 委 員 会	1. 議案審議 産業厚生委員会 (1)条例 1件 (議案第44号) (2)予算 5件 (議案第45号～第49号) (3)人事 1件 (同意第18号)
	9	⊕	休 会	
	10	⊕	休 会	
	11	月	休 会	
	12	火	休 会	
	13	水	休 会	
	14	木	休 会	

	15	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 条例 5 件 (議案第 5 0 号～第 5 4 号) (2) 予算 5 件 (議案第 5 5 号～第 5 9 号) 3. 発議 (条例制定) 4. 委員長報告 (所管事務調査) 5. 発言取消し申し出について 6. 閉会中の継続審査・調査 (所管事務調査) 7. 議員派遣
--	----	---	----------------	---

令和5年第4回南種子町議会定例会

第 1 日

令和5年12月7日

令和5年第4回南種子町議会定例会会議録
令和5年12月7日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

2番	野首久教君	3番	平島強君
4番	福島照男君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	上園和信君	9番	濱田一徳君
10番	塩釜俊朗君		

4. 欠席議員（1名）

1番 川内田行博君

5. 出席事務局職員

局長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君

会計管理者 兼会計課長	河野美樹さん	企画課長	稲子秀典君
くらし保健課長	木田美幸君	福祉事務所長	鮫島幸紀君
税務課長	西村一広君	総合農政課長	山田直樹君
建設課長	河野容規君	水道課長	河野和昭君
保育園長	才川いずみさん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君
教育委員会 社会教育課長	濱田伸一君	農業委員会 農事務局長	羽生幸一君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和5年第4回南種子町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、柳田 博君、7番、大崎照男君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日12月7日から12月15日までの9日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月7日から15
日までの9日間に決定しました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第3、議長諸報告を行います。
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。
局長。
○事務局長（園田一浩君） 御報告を申し上げます。
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和5年8月分から令和
5年10月分までを配付しております。
それから、令和5年度定期監査結果報告書を配付しております。
次に、各種行事、業務及び動静については、令和5年9月7日から令和5年12月
6日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたしま
す。
まず、議長会関係の会議等ではありますが、11月28日、第41回離島振興市町村議会

議長全国大会が東京のホテルで開催され、令和6年度離島の振興に関する要望と、奄美郡島振興開発特別措置法並びに小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に関する特別決議及び特別要望が採択をされました。

翌11月29日に、第67回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催をされ、東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立等を求める特別決議ほか2点の特別決議、令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望28件、地区要望9件、令和6年度豪雪地帯の振興に関する要望8件などがそれぞれ採択をされました。

また、11月8日には、1市3町の議長で種子島・屋久島議会議員大会への採択事項を県選出の国会議員3名へ、11月17日には、県知事及び県議会に要望活動を行いました。

次に、一部事務組合関係でございますが、10月2日に、令和5年中南衛生管理組合第2回定例会及び令和5年公立種子島病院組合議会第2回定例会が中南衛生管理組合会議室で、10月16日には、令和5年熊毛地区消防組合議会第2回定例会及び令和5年種子島産婦人科医院組合議会第2回定例会が西之表市役所会議室で開催をされ、各議会で一部事務組合の令和4年度決算認定議案及び令和5年度の補正予算並びに鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを含む関係条例等が提案され、それぞれに承認、認定、原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告2件について申し上げます。

まず、普通財産の無償貸付に係る土地使用貸借契約解除について御報告をいたします。

令和4年第3回臨時会及び令和4年第3回定例会において提案をいたしまして、議決をいただいております株式会社川商ハウスへの普通財産の無償貸付けについて、先代の西田隆昭代表取締役社長がお亡くなりになったことから、今回、経営陣が一新をされまして、国内の経済状況の変化等を理由に、株式会社川商ハウス代表取締役社長水谷学氏から土地使用貸借契約解除等の申出があったところであります。

契約解除につきましては、議会の議決は不要とされておりますが、議会に対しま

して報告すべきと判断をいたしましたので、株式会社川商ハウスの住宅建設中止に伴う契約解除等の内容について御報告をさせていただきたいと思っております。

町といたしましては、町有地の使用貸借について要望があり、議会の議決を得て、必要な支援を行ったところでございますが、株式会社川商ハウスから、現状では建設は非常に厳しい環境であるとの口頭での相談がありました。私どもとしては、議会への説明等も必要であることから、書面で申出を行うよう指示をいたしまして、このたび正式に、令和5年10月23日付で、書面により解除の申出があったところでございます。

解除の理由といたしましては、昨今の建築資材高騰、馬毛島工事関連の影響により、人工不足も重なり、当初検討していた建築単価価格では建設ができないとのこととあります。また、建物自体を鉄筋コンクリートではなく、木造へ変更することも検討いたしましたが、やはりそれでも価格が高騰しているため、家賃に反映するしかなく、教員や移住者等の入居可能な家賃設定が難しいとのこととありましたので、やむなく事由を鑑みまして了承をしたところでございます。

今後につきましては、ほかにも住宅等お話をいただいているものがございまして、具体的な計画提案等につながるようであれば、御報告等を申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、令和5年産でん粉原料用甘しょ及びさとうきびの生産状況について御報告いたします。

令和5年産でん粉原料用甘しょの生産状況は、栽培農家152戸で前年より41戸減少する中、作付面積152ヘクタール栽培され、集荷につきましては、去る11月24日に終了したところでございます。

生育状況は、1月下旬の寒波や4月から5月の低温により種芋の生育が遅れ、植付けも遅れ気味でありました。8月8日から9日に襲来いたしました台風6号により植付けが遅かった圃場については、苗の損傷や畝が流されるなどの被害が見られました。

生育中盤以降、天候に恵まれたものの、基腐病の発生状況は25%程度と昨年より微増の状況でありまして、町内広域で発生確認がされ、予断を許さない状況が続いているところでございます。

10アール当たりの収量は44俵で、昨年対比89.7%、1俵37.5キロでございまして、1俵37.5キロ当たり原料価格は543円、交付金については、免税事業者が1,135円、課税事業者は1,108円となりました。あわせて、免税事業者が1,678円、課税事業者は1,651円と、それぞれ194円、167円高くなっております。

集荷については、島内3工場で種子島一元集荷がなされ、種子島全体の集荷実績

は26万9,000俵で、前年対比で71%となり、南種子産は6万6,000俵で、種子島全体の25%を占める割合でありました。

次に、さとうきびであります。令和5年産南種子町の生産状況は、栽培農家179戸、作付面積は460ヘクタールで栽培され、糖業会社の操業期間は、11月29日から明けて4月1日までの110日間の原料受入れと決定をしたところであります。

生育状況は、春先から天候に恵まれ、平年並みで推移をいたしました。8月8日から9日に襲来した台風6号により葉部裂傷や折損等が見られたものの、おおむね順調な生育状況であります。

11月の収量見込み調査では、10アール当たり収量は5,470キロ、本町の生産量は、栽培面積減少により昨年よりやや少ない2万5,000トンが見込まれております。

本年期のさとうきび取引価格は、トン当たり原料価格が4,000円、交付金については、免税事業者が1万6,860円、課税事業者は1万6,030円となります。あわせて、免税事業者は2万860円、課税事業者は2万30円と、免税事業者価格は昨年度と同様の価格となったところであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、町長提出の議案第44号から議案第49号及び同意第18号の7件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件1件、予算案件5件、人事案件1件の7件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第44号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてございまして、出産を予定する、または出産した被保険者の国民健康保険税の所得割額及び均等割額について減額するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第45号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第7号）でございまして、2億1,235万3,000円を追加し、68億1,719万円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、普通交付税、特定防衛施設再編交付金、町有地払下げ、各目的基金からの基金繰入金が主なものでござい

ます。

歳出につきましては、生活保護扶助費などの事業費確定に伴う国・県への返還金、中央公民館屋内運動場解体工事に係る費用が主なものでございます。

議案第46号は、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございまして、一般被保険者高額療養費が主なもので、264万3,000円を追加し、8億4,049万5,000円とするものでございます。

議案第47号は、令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、地域密着型介護サービス給付費が主なもので、2,425万1,000円を減額し、7億3,192万8,000円とするものでございます。

議案第48号は、令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なもので、69万4,000円を減額し、9,730万6,000円とするものでございます。

次に、議案第49号は、令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、取水設備等動力費の減額が主なもので、事業活動に伴う収益的支出で496万5,000円を減額するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第18号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございまして、前任者の任期満了に伴い、新たに選任するものでございます。

今期定例会に提案してあります案件は、以上7件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件5件、予算案件5件を予定をいたしております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○9番（濱田一徳君） おはようございます。今回、馬毛島関係で島民の安全、安心に関する質問通告をいたしておりましたところ、先月末に屋久島沖合で、米軍の8人乗りオスプレイが海中に墜落する事故が起きました。現在までに6人の方の死亡が確認されて、2人の方が行方不明になっており、連日捜索活動が続いておりますが、亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、行方不明者の一日も早い発見を願いつつ、私の一般質問を行いたいと思います。

最初の1項目ですけれども、自衛隊馬毛島基地と島民の安全、安心を考えるとということについて、大まか5項目からなる質問をさせていただきます。

その前に、なぜこのような質問をしたかということについて、若干説明をしたいと思います。

現在の国際情勢は、ロシアのウクライナ侵攻、中東におけるイスラエルとイスラム組織ハマスとの軍事衝突をはじめ、中国軍による尖閣諸島周辺の恒常的な領海侵犯、中国と南シナ海周辺諸国との領土問題、台湾海峡問題、北朝鮮による国際法を無視した弾道ミサイル発射などなど、日本を取り巻く情勢については混沌としたものがあります。決して平和な日本とは言い難いものがあります。

このような情勢から、政府は最近、沖縄の宮古島などの離島に対して、台湾海峡有事の際の島民の避難処置について言及し、九州各県に避難民の受入れを打診したとのニュースもありました。さらには、自衛隊基地が使用不能になった場合を想定した民間空港の使用訓練も実施されております。

これらのことから、馬毛島基地の重要性、そして、政府が馬毛島基地の建設を急ぐ理由などに、私なりに納得はしているところでございます。自衛隊基地ができることで、島民の生活は、特に経済面においては活性化され、島の発展につながる可能性はあると考えますが、反面、基地ができることによるデメリットを伴うものでございます。

ところで、自衛隊施設の誘致に関して、私たちは官民一体の活動を行ってきたところであり、現在、1市2町にそれぞれ自衛隊施設の建設計画が示され、昨年度からは再編交付金も交付されております。

しかし、この数年間の誘致活動を振り返ったとき、我々は島民の安全、安心を確保すべき要望を最優先に強く行ってきたか、そして、それが満足する回答を得ているかと言えば、はっきり言って十分な議論がされていないのが実情ではないかと思えます。そのようなことも踏まえた上で、引き続き防衛省には今後の基地整備を見据えた要望活動を行う必要があります。

そこで、先般、内閣改造に伴って防衛大臣が変わったこともあり、自衛隊活動協力隊の皆様方と町長、議長が要望活動に防衛省に行かれました。このことを踏まえ、1の防衛省に対して現在どのような要望を行っているかということをお聞きします。

なお、私も昨年11月9日から11日にかけて、自衛隊施設誘致調査特別委員会の委員長として、当時の南種子町自衛隊施設誘致推進協議会とともに、町長及び議長共々防衛省に要望活動を行っております。そのときの要望内容は、島間港の利活用と整備拡充など6項目でした。その後、本年1月29日から31日にかけて議会議員全員で防衛省を訪問し、島民の安全、安心を確保するための説明責任には十分配慮い

ただきたいという、ほか4項目、計5項目の要望もしております。その後、この要望内容について新たな要望を行ったかどうかの観点からの質問ですので、町長、よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

現在行っている要望といたしましては、今年の9月26日に木原防衛大臣に対しまして、南種子町自衛隊活動協力会と、そして、南種子町及び南種子町議会の連盟によりまして、5項目について要望を行っております。そして、これは大臣が変わったとき、そしてまた、いろんな体制が変わったときには、この要望をやりっ放しでは、先に進めないといけませんので、そういうことで、今回はこの5項目について再度、現状どうなっているのかということも含めて要望をさせていただきました。

要望事項については、島間港の利活用と整備拡充について、それから、前之浜海岸、浜田海岸における訓練等の継続実施について、それから、施設建設工事、土地の造成等の地元業者への発注について、宇宙作戦隊と宇宙センター及び本町との協力連携について、公立種子島病院との協力連携についての5項目でありました。木原防衛大臣からは参与を表明していただき、官民が一体となって活動していることに敬意を表しますとのことで、非常にありがたいということでもございました。また、隊員生活環境への配慮や商工会等におけるいろんな形での支援に対しましても感謝するとのことで、安定的運営に努めていきたいとのことでございました。

1項目ずつにつきましては、島間港につきましては、馬毛島整備の中、また、完成後に何ができるのか、引き続き検討をしてみたいとのことでございました。

訓練等については、これからも実施をしてみたいとのことでありましたが、十分島民の皆さん、町民の皆さんに安心、安全を配慮しながら行うということでもございます。

また、地元発注については、受注機会の確保を行っている。引き続き対応したいとのことでございました。

それから、宇宙作戦隊と宇宙センターの関係については、令和8年度にSBS衛星の打ち上げを予定をしており、連携を深めていきたいとのことでございました。

それから、公立種子島病院の関係でございますけれども、町と連携をして医療の現状を把握をして対応していきたいとのことでありましたが、即医師の派遣ということも非常に難しいようでもありますけれども、現在、研修医などの受入れについて協議を始めたところでございます。また、県と1市2町による連絡会を実施をしております、これ事務レベルでやっておりますけれども、2月には地元の懸

念事項を含め、住民の安心、安全の確保に必要な対策等について、国に対し要請を行っております。

参考までに申し上げますが、令和5年の2月には、南種子町から防衛大臣に、馬毛島における自衛隊施設の整備等に関する要請書ということで、いろんなごみの問題や医療従事者の問題、そしてまた、現在、プレハブ宿舎などの計画が進められておりますけれども、それに絡んだ住宅の問題、それから、もろもろの避難体制の問題とかありますので、そういったことについて2月には要望をしているところでございます。

今回はそのようなことで、これまでの要望をしっかりとまた引き続きやってほしいということでの要請でございました。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） やはり継続して要望活動を行うということは、これは大事なことでありまして、町長も言われましたように、言いつ放しでは前には進みません。

そこで、2番目の質問なんですけども、これは、2番目の質問は、最後の私の5番目の「危機対応」というところにもつながってくると思うんですけども、防衛省への要望は現状で十分だと思うのか、あるいは、まだまだいろんな要望をしなければいけないと考えているのかですね。町長の腹の中にも、恐らくあれもちょっと要望したいなとかいうのもあると思うんですけども、そういう要望が公にできるものであれば、今からやっていきたいなというのが、この場で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

何か問題や課題等発生をした場合には、その都度要望・意見を直接、これはもうしっかりと伝えていかなければならんと思っておりますし、今後もそのようにしてまいりたいと思っておりますが、今、私どもの、民間団体と、それから、議会も一緒になって協力会をつくっておりますけれども、他市町よりもこれは防衛省と、今、連携が取れる体制整備ができてきていると思っております。そういう意味では、そういったことで直接いろんな御意見、また、今回の議会で出ておりますこういう御意見についても、それはしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。まずは、要望していることについて、しっかりと対応していただくことを今後も伝えてまいりたいと思っておりますが、今後考えられるとすれば、先ほど議員のほうからもありましたが、屋久島沖でオスプレイの事故もありました。そういうものを含めて、こういう島民の方が心配される事案がやっぱり出てきておりますので、そういう意味では、私どもの島だけの問題ではなくて、国の安全保障についてしっかりとした、これは、

国民に対して不安が残らないようなことを考えていただかなければならないというふうに思っております。そういう意味では、後でまた質問も出るかと思えますけれども、シェルターの問題、いろいろあると思えますので、それは、そういう必要性をしっかりとまとめられた場合については、私どもは私どもなりの要望をやっぱりやっていく必要があるというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） くしくもこのオスプレイの墜落事故ということで、私もこれはちょっと気になっていたんですけども、恐らく馬毛島に自衛隊基地ができた場合には、このオスプレイの配置の問題だとか、あるいは、昨年度も鹿屋の航空隊、ここに無人偵察機の配備がありまして、今、またあれが沖縄に移っているんですけども、こういう無人偵察機なんかの問題も当然出てくると思うんですよね。こうなった場合に、恐らく防衛省が、行政区域が西之表市ですから、西之表市のほうにそういう了解してくださいというあれが来ると思うんですけども、やはりこういうのに対しても、町長、しっかりと南種子町的意思決定というものを防衛省に伝えてほしいと。というのが、現在見ているところ、後の質問にもちょっとつながってくるんですけども、どうしても1市2町を見たときに、種子島は一つというこの感覚が、どうしても私はずれていると思っております、もうはっきり言いまして。みんな「おいがとけ一あれくれ、これくれ」と。もうもらうもんばかりして、そういう要望ばかりしていいのかと。もう決してそうじゃないと思うんですよね。種子島は一つなんですよ。全世界から見たとき、鹿児島から見ても、馬毛島と言え、鹿児島市から見ても、馬毛島と言え、「あんた西之表市の行政区域じゃらよ」という人は誰もいません。種子島の沖合だねと。馬毛島を西之表市の行政区域だと言っているのは、これはもう種子島の島民だけ。特に西之表市はその気持ちが強いんじゃないかと思うんですけども。だから、こういうのはしっかりと今後要望をしていただきたいんですけども、町長、その決意というのをひとつ。やりますよと、こういうのが来たときには、しっかりと住民の意見を聞いて、住民の総意ということで、防衛省にも要望することは要望しますというような回答をいただければ幸いですけれども、どうでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

いろんな皆さんからの声については、逐次やっぱり多くの意見、そしてまた、少数の御意見もありますので、それについてはお伝えをしてきているところであります。これまでの要請活動の中でもこのことについては強く要望しておりまして、懸念材料があれば、事前に対応をしてまいりたいというふうに思います。

なお、島民の安心、安全ということでありますけれども、先ほどから申し上げていますように、私どもの島民だけの問題ではありませんので、このことについては、今後いろんな形でこういう外部からの武力攻撃を受けた際の指針、ガイドラインなんかも、今、できつつあるようでありますので、そういうものも含めて、国としてのそれぞれの自治体が安心、安全、そういう気持ちでおられるような環境づくりというのは、しっかりまた要望はしてまいりたいというふうに思います。先ほども申し上げましたが、まずは、何か、まあ今回事故もありましたけれども、いろんなそういう事案もありますので、それにはしっかりと対応しながら、こちらの要請はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） （3）番目の質問を一緒にしてしまいましたので、町長も回答に迷ったんじゃないかと思えますけども。（3）番目の質問が、住民の安全、安心を確保するための要望を強くするべきと思うが、町長の考えがということを出していたんですけども、今の回答で町長の気持ちは分かりましたので、次に行きたいと思えます。

4番目の種子島島民の安全、安心を考えた場合、1市2町で共通の要望を出すべきと考えるが、そのような動きはないか、また、町長自ら首長会談をセッティングする考えはないかということでお尋ねしたいと思えます。

先ほども言いましたけども、自衛隊の馬毛島基地は、我々から見れば、西之表市の行政区域であります。しかし、先ほど来言いますように、世界から見れば、自衛隊の基地とはいっても、日本の軍事基地とみなされ、いざ不測の事態が発生した場合は、最初に敵の攻撃を受けることになります。そして、その攻撃というのは、馬毛島のみならず、隣接の種子島全体に降りかかることは、もう言うまでもないと思えます。また、南種子町にはロケット基地もあります。我々が幾らロケット基地は平和利用のための施設だと言ったところで、あえてここから見れば、ミサイル発射可能な基地に早変わりできるんだというふうな、そういう捉え方もされます。

このような状況の中で、現実態1市2町がばらばらに、今、自分たちの市町に少しでもメリットのあるものをくださいという、そういう要望方になっておりますけども、私は過去一般質問で、種子島は一つの考えで、町長に1市2町で首長会談を行い、一緒に物申すべきではないかと提案もしてきましたが、当時の状況は、必ずしもこれが意図する方向ではなかったということは私も認めております。西之表市の市長の煮え切らない態度と申しますか、そういうのもありまして、なかなか町長もこういう話は持っていくづらいだろうなどは思えます。

しかし、私は、いたずらに住民の不安をあおるつもりは毛頭ございませんけども、

冒頭で申し上げましたように、最近の国際情勢を見た場合、もう本当にこのままでいいのかなど。このまま放置しとつても、すぐそこまで危険は来ているんだと。だけど、皆さん方はその危険に対して、あまりにも危機感がないというか、そういうふうに感じられてなりません。

ウクライナにロシア軍が侵攻しましたが、私たちは戦争はしたくありません、帰ってくださいと言って帰るもんじゃないですね。攻められたら、ちょっと待って、ちょっと待ってという余裕はないんですよね。だから、この日本というのは島国で、あまりにも危機感がなさすぎるんじゃないかなど。この南種子町という小さな町の町議会でこういうのを言っても、人が笑うがと思うかもしれませんが、ただ、こういうのは、やはり国民の一員としてやんや国に発信していかないと、その実情というのは伝わってこない、また、国も動かないと思うんですよね。

そういうことで、町長にお尋ねします。町長がもう自ら首長会談を開いて、それで、ちょっと種子島全体の要望事項というのを一つでも上げましょうよというような、そういう動きはないのか、また、町長がそういう考えを持っていらっしゃるのかどうか、そこを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

議員から言われましたこのことにつきましては、以前からも質問がございまして、種子島は一つという考え方につきましては、私も一緒の考えでございまして、これまでもそのことは申し上げてきたところであります。種子島の行政、議会が一体となって考えるということは、このこと以外においても重要なことであるというふうに思っております。

1市2町での協議につきましては、南種子町、中種子町、そして、1市2町の議会が参与を、現在、このことについて示しました。そういった中で、6月7日には自民党鹿児島県議団が参与を表明をし、そして、11月29日には塩田知事も容認する考えを示したところでございます。そういう状況の中で、依然として西之表市長については態度を明らかにしていない状況が続いているのが、今現状であります。

そのような中で鹿児島県もこちらのほうに来ましたが、何とかいろんな統一をして要望事項とか、そういうものをまとめて上げたいというのは、そういう思いはあるというふうに伺っております。そういった中で、鹿児島県のそういう動向、そしてまた、他町の町長の考えなどもこれまで私も聞いておりますけれども、非常に今、難しい状況が続いており、ほかの種子島・屋久島の振興協議会とか、そういったものもありますけれども、ほかの案件については、そこでしっかりと協議がされていきます。しかし、このことについて、そういう組織の中でまた議題とすることも

きませんし、また、別のそういう集まりというか、今、御提案のようなそういうことは、今、できていない状況であります。

そういう状況の中で、私が先頭になってということの御意見もありましたけれども、非常に今こういう状況の中で、私が中に入って、それを県も一緒になってやれるような状況ではないということで、私も非常にここは難しいところがあるかなというふうに今時点においても思っております。

今後は、西之表市の状況も注視をしながら、やっぱりいろんな島民の安心、安全の部分であったり、重なる部分もかなりありますので、そこについては、一体となった取組ができるようになれば、議会とも一体となって、将来のために取り組んでいくことはできるのではないかなという考えは持っておるところであります。

また、これまで同様に、多くの町民の御意見もまたあります。そして少数の御意見もございますので、ここについては、引き続き防衛省にはしっかりと届けてまいります。今後、まずは、私どもの町としては、防衛省との信頼関係をしっかりと築き、いろんな御意見を言える環境づくりというのを、私は、まず今の段階ではしっかりとやっていきたいというふうに思っております。あわせて、現在10団体で構成をされております自衛隊活動協力会ができておりますので、そこと町と町議会とともに活動をしてまいりたいというふうに思います。しっかりと今後の動向については注視をしながら、また、必要があれば議会にも御相談を申し上げたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 町長の気持ちはよく分かりました。議会も私も、本来なら議会が先頭を切って1市2町やるべきだと思うんですよ。ところが、南種子町の町議会は、この調査委員会も今年の3月で終わりました。新しくつくろうと言っても、今のところ賛同者がおりませんでした。6月に提案したんですけども、つくりましたよという話になりませんでした。もし、これ町長からすれば、「おいに言う前に、議会が動かんこてえよ」と恐らく言うと思うんですよ。だけど、私たちの議会でも、まだそこら辺が全員が同じ考え、一致した考えではないのかなと私は思っているところです。そのようなことで、どうか町長、頑張ってもらって、要望するは要望するでやってもらったかなと思います。

5番目に移りたいと思います。

5番目の危機対応について。今から私が、これは一まとめでもよかったんですけども、一問一答ということでしたほうが、町長も答弁がしやすいのかなと思いましたが、4項目に分けました。

私の今から言う質問は、質問というか要望は、恐らく皆さん方の中には、濱田が

ばかなこと言うがと、でくるはずがなかがという考えの方もおられるだろうし、笑わすいがという方もいらっしやると思いますが、私は真剣に考えていることで、皆さん、真剣に皆さん方も将来を考えてもらいたいなということで質問をいたしたいと思います。

まず、危機の場合の住民の避難場所をどのように考えているかということで、町長にお伺いしますが、不測の事態が生じた場合、この場合に、今、町として、行政としてどのような避難措置をしたらいいかと、いろんな計画なども立てておると思いますが、それについて若干聞かせてほしいなと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、有事の際の避難場所、避難経路、またそして避難訓練等についてであります。これは通常の津波とか、また、そういうふうな類のやつへの対応とはちょっと異なってくると思います。そこで、この後いろんな、この避難場所のシェルターの問題とかいろいろ出るんだろうというふうに思いますけれども、そういうことがございますので、あらゆる有事の状況がどういうことを想定されるのか、そしてまた、これについては、やっぱり防衛省と十分に協議を行って、この訓練の在り方も御相談申し上げなければなりません。そういった中で、しっかりと町のそういう体制を今後築き上げていくということが一番重要だというふうに思っております。

特に、先ほどから申し上げていますが、今、国のほうもガイドラインをつくりまして、議員が初めてのこの御質問でありますけれども、これは今後、非常に重要なことだと思います。それで、政府のほうとしてもシェルターの整備案について言及をされ、今後はこういったものの位置づけ、そして、自治体が国の財政支援を受けて整備するとしていて、まずは沖縄の先島諸島からだというような御発言があったり、こういうことが今報道で流れているんだろうというふうに思いますので、そこについては、ただ単にこういう有事に関連したことを自治体だけでクリアできる問題ではございませんので、そこはしっかりと情報収集をしながら、今後国としての安全保障、そしてまたこの南西諸島全体の問題として、私どもはやっぱり防衛省に声を届けながら御要望をしていかなければならないと思っております。

先ほどからも申し上げておりますけれども、まずは私どものまち、そして島民ということだけでなく、国全体のこういう安全保障、国民の安全、安心を確保することについて、しっかりと防衛省にも要望をしてまいらなければならないと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 有事の際、この南種子町で何ができるかといえば、最初に有事の前に、やはり国に対して今、町長もおっしゃいましたけれども、先島諸島の離島の避難関係、やっとなら政府も動いて、今九州各県に申入れをしたということですので、やはりここに馬毛島に基地をつくるんだとしたら、当然種子島島民に対してもそういうのを計画は立てないかとですね。だけど、国はそこが全然そういうのがないと。国自体がまさか危機感を持っていないという、そんな感じも受けるんですよ。

先ほど私、冒頭でなぜ馬毛島基地を急ぐのかということで、自分なりに納得しているということを言いましたけども、今のこの南西諸島の中国の動きだとか、あるいは北方のロシアの動き、あるいは中東における紛争問題とか、こういうのは、やがては広がってくる可能性があると思うんです。ただそこだけの地域の問題じゃなくて、これは全世界に波及してくる問題です。現実には、ウクライナの関係では我々の生活にも少なからず影響が出ています。そういうことを考えた場合、やはり国にもうちよっと真剣にここら辺を考えてほしいというのが私の気持ちでございます。

そこで、2番目のイの問題に入るんですけども、電柱の埋設化、大隅半島との接続など要望する考えはないかということで、ここで皆さんちょっと真剣に考えてもらいたいんですけども、私は前々からこの議会でもぼつんぼつんとは言っているんですよ。大隅半島に橋を架けなさいとか、トンネルを掘りなさいとかいうような話をしておりますけども、たしか高校の授業だったと思うんですけども、先生から聞いた記憶があるんですね。韓国では主要な道路には電柱はないんだと。もし、いざ鎌倉というときになれば、その道路が滑走路になるんだと。韓国は御存じのように北朝鮮といろいろありますので、ですから、いつでも普通の道路でも使えるようになっているんだという話を聞きました。

この電柱の埋設化については、種子島は台風の通り道です。毎年台風が来て、そして二、三日停電します。上中に住んでいる方はそんなに不便には感じないと思うんですけども、私の住んでいる西之の本村が一番後なんですよ、この電気が来るのが。ずっと順番に来て、本当に情けないことに、冷蔵庫のものをいつも腐らせてしまうと、そういう状況が続いています。

また、台風の関係では町でも痛ましい事故も起きておりますし、この自然災害というのには、なかなか我々が幾ら頑張っても勝てませんが、ただその自然災害に備えるということではこれは大事なことであって、これは国に馬毛島の基地もできるんだと、種子島のこの電柱なんかを地中に埋めるという計画もしてくださいと、まずそういう要望ですね、それと大隅半島との接続ということで挙げましたけども、この熊毛地域は佐多岬から南東方向に約40キロ、南西方向に約60キロの範囲内に入るそうです。佐多岬から西之表市までは約40キロです。

先般テレビニュースでも言っていましたけども、旧統一協会が韓国と九州を結ぶトンネルを掘りましょうと、これは韓国の統一協会だけではなくて、二、三年前ですかね、韓国の最大野党が選挙公約に、日本との海底トンネルをつなぐんだという、そういう公約を掲げた議員もおりましたけども、今日本で一番長い海底トンネルというのは、これは鉄道の海底トンネルだそうですけども、北海道と本州を結ぶ青函トンネル、これが全長が53.85キロだそうです。そして海底部分が23.3キロ、世界ではイギリスとフランスを結ぶドーバー海峡の海峡トンネル、ここが全長が50.49メートル、海底部分が37.9キロなんですよね。また世界で一番長い橋はアメリカにあるそうですけども、これは2016年の記録ですけども38.422キロメートルということで、こういうのをちょっと考えたとき、今の日本の技術で大隅半島と種子島を結ぶことは夢ではないなと思います。もしこれが実現できればですね、種子島はもはや離島とは言われずに、莫大な経済効果も生まれると思うんです。また、自衛隊基地が本土とトンネルでつながることによって、防衛力の強化にもつながりますし、また敵の攻撃からの一時的な避難場所にもなります。

こういうのを考えた場合、夢のような話ですよ、私が今言うのは。と皆さん思うでしょう。そんなのができるものかと。だけど、20年、30年、あるいは40年先を見据えて、町長、これをこの馬毛島基地の建設に伴う島民の要望として、国に1回でも2回でもこういう考えはありませんかと要望を出していくという、そういう気持ちはございませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたしますが、先ほどのこの避難のことで、ちょっと1点だけ付け加えておきたいと思っておりますけど、国のほうもこのガイドラインでいろいろ今やっとなんかそういう考えをまとめつつあります。そのシェルターの問題もそうですけれども、なぜ沖縄の先島諸島、そしてこの与那国島、そして宮古島、石垣島、この3つを先行するかということですけども、やっぱりここが避難の際の移動手段が限られるということ、そういうことからだろうというふうに思います。

そういうことで、私どもは今後やっぱりその有事の際の避難の在り方とか、そういうことについては防衛省としっかりと協議をさせていただいて、種子島全体でどのようなそういうことを作り上げていくかということは今後要望もしながら、それはしっかりとやらせていただきたいと思います。

この大隅半島との接続の要望についてですが、これは技術的には私は不可能なことではないというふうに私も思っております。ただ、今甌島にも橋が架かりました。これもある大臣の思い、そしてまた現場を見させていただいて、そしてまた島民の方々のそういう御苦勞、思いもしっかりと受け止めて、そしてまた、そういう全体

での動きがあつて、それが実現をしてきております。これができたものですから、今度は長島のほうで獅子島に橋を架けたいと、これは急速にそういうことが今御要望として上がってきておまして、取り組んでいるようであります。

しかしながら、技術的には私は可能だろうと思ひますが、すぐ出てくる話というのが費用対効果だとか、そういうことをいろいろ言われるんだらうと思ひますけれども、一番はこの大型プロジェクトなどの要望をする場合について、私は特に私どもの町民もそうですし、島民全体での機運醸成がしっかりと出来上がってくるかということが、まず第一だらうというふうに思ひます。皆さんがそんなに望んでもいないことを、行政、議会がどんどん要望しても、なかなかこれは実現には至らないというふうに思ひます。

私どものまちとしては、島間港にこれまでトッピーも臨時的につけたことがありました。そのときにも森山先生にも中心になっていただいて、そして島間において決起集会も開いて、そういうことをしっかりとやって、そういうことの運びになつたんだらうというふうに思ひますが、その後いろんな事情で今現在こういうふうになっております。

ですので、これをまた実現をするにしても、これはそういう盛り上がりがないければ、今これまでも私どももいっぱい言つておりますけれども、なかなか前に進まないというふうに思つております。屋久島も空港のジェット化、そして滑走路の延伸も今言つておりますけれども、こういったものについても決起集会を開いたり、大々的に屋久島町民が一体となつてそれをやっておりますので、こういうプロジェクトはもう絶対そういう動きが必要だというふうに思ひます。

これから有事の際の対策として、このような御意見も今日頂戴いたしましたから、こういう御意見もあるということは、私どももまた国、また防衛省にも伝えてまいりたいと思ひますけれども、まずは先ほどから言つたように種子島全体一つになつて、市も町も一緒になつて、そういうふうな方向での機運が出てくるかということが、まず第一だというふうに思つております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） こういうばかなこととか、考えるのは私だけかなと思うところがございますけれども、やはり危機感がないとか、島民の皆さん方どうも危機感がないのかなというふうに感じるところでございます。

先島諸島の離島民の避難処置の政府の方針ですね、これはですね、避難経路の問題だけでは私はないと思つております。というのがですね、ロシアがウクライナに侵攻したときに、アメリカは何もできませんでした。何もしていません。ただ経済制裁、これを見た中国はですね、ああアメリカは何もしないんだと、よし、じゃあ

我々もちょっと台湾海峡にちょっかいを出してみようかと、恐らくこういう流れが政府内にもあるんだと思います。表立っては出さないかもしれませんが、私はそういうふうに感じているんです。

そして、今屋久島沖、しょっちゅう中国の、もうニュースにもなりませんけども、しょっちゅう中国の船が行ったり来たりとか、あるいはこの大隅海峡、これについてもロシアと中国の艦隊が大手を振っていくとかですね、あるいはこの南シナ海、アメリカの飛行機にちょっかいを出してみたりとか、あれは私から言わせたら、中国はアメリカがどこまで本気があるのかと、やる気があるのかというちょっかいを出して探っていると、私はそのように考えております。

本当にこれは一個人の考えですけども、私はそれだけやっぱり危機感というのを持つべきじゃないかなというふうに思っております。

そこでですね、次の3番目のシェルターの問題に入ってくるんですけども、以前ですね、ある先輩が五十四、五年前にアメリカに行ったそうです。そうしたら、この南種子町と同規模の市町村、そのぐらいの人口のまちだそうですけども、公園に行ったら、公園に煙突が出ておったそうです。あの煙突は何だろうかということで地元の人に聞いたら、核シェルターだと、地下のシェルターですよというそういう話があったそうです。

ちょうどこの五十四、五年前というとですね、今から60年ぐらい前ですかね、ソ連と米軍の冷戦時代ということで、キューバ危機というのは皆さん方も学校で習ったと思うんですけども、そういうアメリカにとっては目と鼻の先に核が持ち込まれるということで大騒ぎになった事案があったんですけども、もうアメリカはそういうもう何十年も前からこの国民の生命、身体を守るためにそういう活動をやってるんですね。

そこで、これ去年の3月議会だったかな、その前の議会だったですかね、同僚議員からシェルターをつくったらどうかと。使わないときにはカライモを保管して、そして共有でやっておけばいいんじゃないかというこういう質問があったと思うんですけども、シェルターをつくってカライモの保管場所というのは、ちょっと国も認めないでしょうし、当然無理な話だと思うんですけども、今この馬毛島の自衛隊基地がもう着々と進んでいる中で、こういう要望、こういうのも出すのも一つの島民の安全、安心という面から大事なことではないかなと、そういうふうに考えております。

これも先ほど町長が言われるように、多くの方がそれを望んで、そしてつくってくれという要望がないと、なかなか前には進まないことだと思うんですけども、将来的に私が冒頭言いましたように20年、30年、40年後に濱田という議員がこんなこ

とを言っておったがねという時代が必ず来ると私は思っているんですけども、それを先取りして町長、こういう意見も、議員の中からこういう提案もありましたけども国としてはどうでしょうかという要望を出してみる考えはございませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

有事の際を想定した場合には、今後非常に重要な必要な施設かというふうに思います。これは日本全体しっかり検討して、そういったものを確保すべきことだという気持ちは変わっておりませんが、要望については今後お伝えはしますが、しっかりと町と議会と、そしてまたこういう組織で一体となることが、やっぱり重要だと思います。

それと、国のほうが今取りかかっておりますけれども、このシェルターという位置づけが爆風に耐えられる扉に加え、換気設備や非常用電源などを備えた、そういう堅牢な地下施設をシェルターと位置づけとか、そういうものも書かれておったり、世界を見てみますと、日本はこういう制度化が遅れているということのようです。そしてまた、スイス、シンガポールは公共施設でそういうものがあり、イスラエルでも一般のオフィスや商業施設でもシェルター設置を義務化をしているとか、また韓国は義務化はしておりませんが、北朝鮮との国境付近に国の補助で避難場所を設置しているとか、そのような状況がいろいろあるようですから、ここについては、そういうお話については、今後私どもも御要請はしていきたいというふうに思います。

ただ、国のほうで先ほどから申し上げたように、具体的な仕様を定めたガイドライン、指針を策定をされ、そして以前同僚議員からも質問でクライモの保管場所にしたり、簡単にそういうのをつくれと、それがシェルターと認められるものであれば、いろんな補助を活用できるものがあれば、そういうつくり方ができるでしょうけれども、なかなかこの指針に基づくものでなければ、そういうシェルターとしては認められないのかなというふうに思っております。

それで、その中であるのがやっぱり換気設備であったり非常用電源、食品、水、医薬品などの備蓄などまで含まれたそういう考えがまとめられそうでありますので、そういったものはしっかりと私どもも調査、研究はしてみなければいけないかなというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 今の時代にこういう質問をするのも、本当皆さん方の中にはやっぱり何言うちょっとよと思う方も恐らくおられると思うんですけども、私がかれがこの馬毛島に基地を建設するに当たって、危機管理ということで感じたことです。

ので、そこら辺は町長、一つよろしく願いをいたします。

次の、住民から防衛省への要望を聞く機会を設けることについてということで、これについては大部分の町民は馬毛島基地やむなしと考えていると思いますけども、必ずしも馬毛島の自衛隊基地について賛同している人たちばかりではありません。自衛隊施設の誘致に関しても同じです。

行政の仕事において、全ての住民から意見を聞いて、それをまとめると、これはもうちょっと不可能なことです。そういうことをやれば行政の停滞にもなりますし、また日本はそういうことをやらないために議員という、我々の選挙で選ばれた住民の代表者、これが住民の意見を吸い取って、そして執行部に対して提案すると、これが当たり前なの国の在り方、議会の在り方だろうと私は考えております。ですから、住民から、一人一人住民を集めていろんな意見を聞くというのは、これはもう本当よっぽどのことがない限りはやるべきじゃないのかなと、何のために議員がいるのかと言われることですので。だけど、この馬毛島問題についてはですね、この種子島の大きな転換期、一大転換期というか、ここに自衛隊基地を受入れたということで、先ほどから言いますように、島民の安全、安心の問題でも大きな転換期に来ていると思うんです。

そこで、幅広くやはりいろんな機会、例えば町長がつくっておられます未来会議、こういうところに打診をして、何か住民からの意見とかないかよと、あるいは町政座談会を年に1回各地区を回るとか、この議会が終わった後、年に4回ありますので、2か所ぐらいずつでも町民と語る会を開いて、こういう意見を聞くというのも一つのやり方かなというふうに考えているんですね。

先ほども言いますように、全てにおいて町民の意見を一人一人聞くと、これはもう本当行政は停滞してしまいます。そして何のための議員かということにもなりますので、そこは望みませんが、この馬毛島に関して町長、幅広い意見を聞くということで、何かそういう機会を設けようかとかいう考えはございませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この防衛省自体としては、いろいろ直接そういうことというのは非常に難しいと思います。今あったのは私どもが意見を吸い上げてという話だと思しますので、これまで防衛省としてはどの自治体に対しても同じような対応をしているということでもありますから、そこはそこでやりながら、そういう機会が調整ができて、そういうものを設けられて、意見を吸い上げる機会ができるようであれば、私どももそこはしっかりちょっと検討はしていきたいというふうに思います。

しかしながら、議員各位、また議会の中においてもこういう御意見をいただきますので、そのほかにも町民からも私も話を聞く機会がいろいろありますから、あら

ゆるところでそういう機会を設けて、御意見賜りましたら、そのことについてはしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 再編交付金の使い道とか、そういうこともいろいろありますので、ぜひそういう機会を設けていただいたらいいのかなと、このように考えるところでございます。

本日は、あと南海トラフ地震を想定した防災対策とか、あるいは町長に今年1年間の仕事のアピールをしてくださいということで一般質問を出しておりましたが、もう時間がありませんので、議長、順番を入れ替えて、3番目の令和5年を振り返るといって、町長に一言令和5年の行政、これのアピールをしてもらいたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） その前に、先ほどの再編交付金のこともちよっと出ましたけれども、中でいろいろ協議もさせていただいて、公共施設を含めたそういう課長中心の、副町長以下の組織もつくって、今その中で住民からの御意見もあったり、いろいろそういうものを何年度にどのような形でやったほうがいいかというのを、今取りまとめをしています。

また、ある同僚議員の中からは、いろんな形でのいろんな直接的な提案を、文書で役場のほうに今いただいております。そのことについても、しっかりと役場として、今後どういうふうな考えを持っていくか、それについては回答しなさいということで今指示をしておりますので、この再編交付金についても、議会としても議員各位、それぞれそういうお話し合いがされて、こういうものかどうかということがあれば、私どもとしてはそういう声を寄せていただければ、私どもの協議の中で検討できるものではないかというふうに思ったりはしているところであります。

それでは、令和5年を振り返るといってありますけれども、ここ4年間のコロナウイルス感染症拡大防止によりまして、非常に本町経済、大変な状況に追い込まれたような状況ではなかったかというふうに思っておりますけれども、その中で経済対策を講じて、幾分かの支援策が本町においては他町よりも功を奏したところもあったかなというふうに思っております。

そうした中で、ワクチン接種の効果もございまして、本年5月には国は2類感染症から5類感染症へ移行をいたしました。そしてインフルエンザ同様に取扱いがされ、まちにも人の動きが感じられるようになりました。ロケット祭りも通常開催をいたしまして、大盛況で終わることができまして、令和元年が1万3,000人ほどの来場者でありましたが、1万1,000大体四、五百人ということで、非常にもとに戻

った状態であったというふうに思っております。町の行事を正常化していくものと強く期待をして、町民体育大会も各公民館の協力をもらい、準備を進めてきておりましたが、各校区のほうは実施ができましたが、当日あいにくの天候で、今回も中止という結果でありまして、これについては残念でありましたが、11月の3日、ふるさと祭りには盛大に開催することができ、無事終えることができました、町民のたくさんの皆さんの笑顔が見ることができまして、ほっとしたところが今の気持ちでございます。

政策的な面で言いますと、ゼロカーボンシティのまちとしての取組で、オンサイトPPAによる電力供給とEVシステムを活用した庁舎再生可能エネルギーを導入いたしました。そして、併せて災害等の避難所の電源供給として活用できるEV車を各校区単位の8台を導入しております、8月の台風襲来の折の各避難所に配備をし、安全対策にも大きく貢献することができたのではないかと考えております。

また、少子化移住定住促進対策といたしましては、現在7校区に40戸住宅建設を着工しております、今年度36戸が供用開始される予定であります。

そのほかにも各種の包括連携協定、種子島宇宙学校プロジェクト事業、電子地域通貨「あば!Pay」事業、それから介護職員養成研修に対する補助、農作業受託持続投資、ハーベスタへの導入支援でありますけれども、こういった支援、それから園芸施設の資材等の導入支援、果樹総合支援事業、そして本町特産品の販路拡大事業を現在実施をしております、今度後期について、現在国の事業にこれを継続していくということで、今申請をしております。

それから肥料飼料高騰対策事業など、こういった本町の基本産業である農業分野への支援を中心に、事業を5年度は展開をいたしました。

少しではありますが、冷え込んだ経済の立て直しに力になれた、そしてまた力を入れた年であったかなというふうに思っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） ありがとうございます。職員の方の、私よく一般質問で士気向上ということで質問も出しておりますけれども、やはりこういう町長が職員の方の頑張りを町民にアピールすると、これもやはり士気向上の一つじゃないかなと思って、毎年この質問は出しております。

町民運動会でですね、社会教育課長が自ら車を運転してグラウンドを整備して、その明くる日は大雨だったと、非常に課長も残念だったのかなと思った次第ですけども、あんなして皆さん方が頑張ってくれるということは、非常にいいことかなと思っています。

この南海トラフ地震の2番目の質問ですけども、せっかく総務課長が聞き取りに

も来てくださって、恐らく町長の答弁書もつくられたと思うんですけども、無駄にはしませんので、次回の3月の定例会でまた質問をしたいと思います。

これで私の質問は終わりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時24分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○8番（上園和信君） 11月23日、勤労感謝の日、中央認定こども園第58回お遊戯発表会が福祉センターホールで開催をされ、御招待がありましたので出席をしました。開園は午前9時30分、ホールには保護者やおじいちゃん、おばあちゃんたちが大勢詰めかけ、盛大に開催されました。

第21回あおぞら保育園のお遊戯会は、11月25日、土曜日、農業者トレーニングセンターで行われ、こちらも保護者など大勢の方々が詰めかけ、にぎやかに盛大に開かれました。お隣さんということもあり鑑賞に行きました。

中央認定こども園、あおぞら保育園の園児、子供たちは演戯ごとに衣装を身にまとい、お遊戯や日本舞踊、楽器演奏、劇など一生懸命に取り組み、一つ一つの演具を立派にこなし、その姿に感動と感銘を受けたところでもあります。このことを申し上げ、一般質問に入ります。

人口減少と少子化対策についてであります。

南種子町の人口が減り続けているようであります。と同時に少子化も進み、非常に憂慮する事態に突入したと言えます。人口の推移を見ると、本町の人口のピークは今から63年前の昭和35年、1960年、1万2,566人、1世帯当たり4.55人でありましたが、この頃から人口は減り始め、今から38年前の昭和60年の人口は7,976人、1世帯当たり2.71人となり、今年、令和5年10月31日現在、人口は5,291人、前月比8人減少、ピーク時から見て7,257人減少したことになります。

町内の児童・生徒の移り変わりを見ると、中学校が統廃合し新生南種子中学校がスタートした平成6年度、今から29年前になります。小学校の児童数は全校で632名、令和5年5月1日現在、児童数338名、うち宇宙留学生50名で294名の減少、南種子中学校生徒数は352名で、令和5年5月1日現在、生徒数は141名、211名減少

しており、少子化が進んでいることがはっきりと伺えます。

あおぞら保育園を見ると、令和2年3月末現在の園児数は95名、令和3年3月末日園児数は87名、令和4年3月末園児数は73名となっており、定員130名を満たさない状態が続いているようであります。

人口減少と少子化の進行が続いています。町長はこの現状をどう受け止めるか。お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、上園議員の御質問にお答えをいたします。

本町にとって人口減少、少子化対策は重要な課題であると認識をしておりますが、これは全国の地方自治体が抱える大きな課題でもあります。人口減少対策についてはどこの自治体も対策に苦慮しているようではありますが、やはりその町に合った何らかの対策をしっかりと講じるべきだと思っております。

本町においては、宇宙留学制度をはじめ観光再始動事業における種子島宇宙芸術祭、種子島ロケットコンテスト等などイベント等も通じ関係人口の増大を図り、そして移住定住につなげていっているところであります。

特に定住化促進のためには住宅環境整備はもちろんのことですけれども、町内に安定的な就業の場所があるということ、そしてまた魅力ある労働環境が整っているということが必要でありまして、それら就業に関する情報がいつでも入手できるような環境にあるということもまた大変重要なことであるというふうに思います。

そのために受皿となる企業誘致の推進はもとより就業情報提供の充実など、今後一層これに努めていき、若者の定住化促進を進めていくという、ここら辺が重要な部分だというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長、この現状をどう受け止めているかという質問でしたが、ちょっとそこのお答えをもう1回お願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員がおっしゃられたようにピークの63年前からすると、もう大変な現象であります。そして、ここ10年この減少傾向をずっと見てきておりますが、そういう意味において、ここ数年においてはやはり町が取り組んでいる対策によって減少率が幾らか緩和されていることはあるんだろうというふうに思います。そういうことから、それらを踏まえてしっかりと対策を私は講じていかなければならないと思っております。

ある国会議員が私どもが要望に行った際に言われましたけれども、国に要望だけする、そしてどうにかしてくれ、どうにかしてくれでは、人口減少、少子化対策はしっかりと進まないんだということを言われました。当然、やっぱり町としてしっかりとした柱を持って、そういう対策をしていくということが重要であるというふうに現状においては幾らか緩やかな状況になっているということの認識を私は持っています。

また、先般、教育総合会議もありましたが、そこでも申し上げましたけれども、この子供たちの児童数、生徒数の推移についても、ここ四、五年は横ばいの状態にありますので、これはやっぱり宇宙留学生であったり、こういったものが効果を発揮しており、そしてまたここに移住定住されている方も増えてきておりますので、そういったことによるものだというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 今話を聞く限りは、町長はあまり真剣に受け止めていないようです。と言いますのは、この人口減少と少子化に関連して、今、熊毛1市3町では南種子町は人口が一番少ない町になりました。高等学校もありません。

私、最近、情報を仕入れたんですが、郵便局の集配業務もなくなっており何か寂しい町になったように受け止めております。郵便はがき、封書を郵便ポストに投函すると、今までは1日か2日で各家庭に配達されていたんですよ。鹿児島の集配所まで行ってそれからまた南種子町に帰ってきてから各家庭に配達をすると、大体4日から5日かかる。これが本当に確かなことであつたら、これは何とか解決をしないといけないなというふうに考えております。

南種子町では宇宙開発を活用した宇宙留学制度、全国的にもユニークな制度と言われております。非常に成功を収めております。それで人気があるようです。全国各地から募集をすると多くの子供たちが応募してくる現状にあるようです。令和5年度は小学校で50名、中学校で6名を受入れ、子供たちも元気で南種子町での学校生活や地域での活動を楽しんでいるようであります。

財政的な面も発生をしますが、大胆な行政推進ということで人口減少と少子化の進行を食い止めるために家族留学の受入れを大幅に増やすことについて、町長、教育長、どう考えるか。お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私が真剣に考えていないような言い方をされますけれども、郵便局の問題はもう郵政民営化の当時からこういうことになっているんです。それで議員がおっしゃられるようにそういう課題がこの離島では本当にあります。本町にとっては今回もデジタル化の推進で経済対策で補正で出しますけれども、7万円支

給をしたり、その通知についても我が町のほうは1,000通を超えれば全部その郵便物を鹿児島に送って鹿児島から来てということで1週間から10日かかるというのは私も議員がおっしゃられたことは理解をしております。

こういうことがやっぱり問題だということで、今回、また中旬に議会が終わってから上京しますけれども、これは国が早急に年内に支払いをしなさいと言ってもそういうところが非常に邪魔をしているんです。それは私もしっかりとまた国会議員の先生にはお伝えをしたいと思っておりますので、そこについては御理解をいただきたいと思えます。

この人口減少、少子化を食い止めるために家族留学の受入れを大幅に増やすことについてということであるようでありますからお答えをしたいと思えますけれども、この宇宙留学制度については、開始当初は2校22名でスタートいたしまして、今年で28年目を迎え、これまで977人の児童・生徒を受け入れております。この制度によってこれまで複式学級の解消や入学、卒業式が開催できるなど、学校、地域からありがたい制度だとの声もいただいております。

家族留学については、平成29年度から導入をして本年度で7年目を迎えておりますが、これまで82世帯の135人を受け入れております。この家族留学は年々増加傾向にありまして、留学終了後もそのまま定住する家族も増えてきておりまして、現在17世帯の51名の方が本町で生活を送っております。地域の活性化にもつながっているところをごさいます、大変ありがたいと思っております。ちなみに今年度の家族留学で残留を希望している家族は、ここは変更になっているかもしれませんが9世帯の25名となっているようであります。

本町では、御存じのとおり、現在、宇宙留学制度の円滑な運用と移住定住を促進し地域の活性化を図るため、民間を活用した移住定住促進住宅を来年2月完成に向けて建設中であります。この住宅の一部を家族留学用に活用することでこれまで懸案であった留学家族及び残留を希望する家族留学の住宅事情も徐々に解消されるのではないかと考えております。

今後も徐々にではあります、議員からもありましたとおり家族留学、そしてまた留学生を増やしていきたいと考えておりまして、さらなる定住化には努めてまいりたいというふうに思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 上園議員の質問にお答えいたします。

宇宙留学の促進につきましては、各学校がやはり努力しておりまして地域に根差した特色ある活動をしております。それらのことが様々なネット上で広がったり、ウェブ上でのつながりがあつたりして全国に広がってきて、今、日本一の山村留学

として行われているわけであります。

しかしながら、なぜこれが人気であるかと言いますと、やはり28年間の歴史がございまして、地域の実行委員会なるものが地域で子供たちを受け入れて様々な行事を地域で行い、楽しい思い出づくりをしていることがあると思います。

また、町もそれに補助があり、そして住宅の事情等もいろいろな形で設備を整えつつあり、今回、住宅促進を進めることができ、さらにまた人気が増していくのではないかなというふうに考えております。そういった意味で宇宙留学の促進はなされていることだというふうに考えております。

今後、また町長部局と深く連携を図りながら進めていくことが重要かなというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 非常に町長から積極的な答弁がありまして、家族留学を増やすという答弁がありましたので、大変期待をするところであります。

この留学生の受入期間は1年ですよ。4月に受け入れて3月には帰らないといけない。1年というのはあっという間に過ぎます。町長、本町では宇宙留学制度の円滑な運用と移住定住促進と地域の活性化を目指して6地区に移住定住促進住宅を建設中で近々完成予定。入居者募集も間もなく開始されるようです。これを言う予定でしたがさっきの行政報告では建設がもう中止になったという（発言する者あり）ではないわけ。それで土地の無償貸与は（発言する者あり）別だと、そうか。そういうことで受入期間を3年に延長することについて、まだ1年にしている教育上の理由はあるのか。町長と教育長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まず、その前に行政報告のやつは全く別で上中のほうで、この留学制度とは関係のない別件でありますので御理解いただきたいと思います。

受入期間を3年に延長することについてということですが、現在の宇宙留学制度については1年を原則として実施をしているところでございまして、議員御指摘の受入れを3年に延長することについては、補助金の関係やまた応募者のニーズの関係、また全国から幅広く募集し多くの児童・生徒を受け入れるという観点でいろいろと考えられるわけでありますけれども、まずそういう方々がいるかということと、そして1年の場合、3年いた場合の受入れの体制だとかいろんな問題があるというふうに聞いておりますので、そこについてはこれを万が一やるということになるには慎重な検討が必要かなというふうに現状では思っております。詳細については担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

3年延長している自治体もあるわけですが、南種子町の場合は人数が多くてまずは住宅が足りていない状況もあったりすることとか、さっき町長が申しあげた補助金の関係、応募者が3年いたいのか、いたくないのかというニーズ、そういったことから考えてこの28年間、1年間という制度できているのではないかと思います。詳しくはまた担当課長に答弁させます。よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

留学の受入期間を1年から3年という御質問でございます。

まず、補助金の関係でございますが、1人の留学生に対して3年間補助を出すことになろうかというふうに思います。それについてはまた町民の理解が得られるかといったこともございます。

また、宇宙留学は国の離島活性化交付金を活用しており、複数年の留学が対象になるのか。対象外であった場合には町の負担も大きくなることとなります。

募集についても基本3年ごとに行うのか。毎年募集をすとなれば今以上に里親や住宅の確保などの問題が生じ、各地区の実行委員会や地域の皆様、里親との丁寧な協議が必要になろうかというふうに思います。

このようなことから、今後も受入期間の延長は行わずに現行の制度で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 話に聞くと1年ではちょっと物足りない、ようやく南種子町に来て慣れて友達ができても、もう1年で帰らないといけないのでここに移住定住する子供たちが多いのではないのか。

その目的に移住定住促進住宅を建設していますよね。だから私は3年に増やしても何ら問題ないと思いますが、これはちょっと通告をしていませんが、教育長、何か学校教育法とか、そういうところで決まりがあるんですかね。宇宙留学は1年。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 1年という制度があるかという御質問であります。それは県の離島の地域おこしのものについては自治体を指定してやることになるんです。ですから三島とか、あるいは加計呂麻島とか、そういう指定をして県でその補助を3年間受けることができるとか、6年受けることができるというふうになっております。

国の離島活性化交付金による事業におきましては、やはり国との連携、調整が必

要で国の許可に基づいてなされるということになりますので、これが大規模な南種子町においてそれが2年3年となれるかどうかはちょっと研究、検討の余地があるのかなというふうに考えております。制度自体で決まった文言はございません。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長、南種子町の人口が急速に減少しているということと少子化、高齢化への対策は国と地方が連携、協力して対応する必要があるということで、南種子町地方創生戦略本部会議を設置していますよね。これは実際に機能しているのかどうか。会議の開催状況について説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この地方創生戦略会議の中で計画に盛り込み、そしてまたこれを検証して、そして私どもの町が取り組んでいる。そしてまたこの人口減少対策であったり、あらゆる政策がしっかりと機能するようにこの会議をやっているところでありますが、現在、これについては国のほうにおいて令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略というのが令和5年から令和9年で策定をされております。そして県においてもこれに準じて第2期の総合戦略を今改定しているところであります。そして私どもの地方創生戦略会議もこれまでの計画の検証をしながら、そして今行っておりますのは、これを今度は名称変更で私どもも国のデジタル田園都市国家構想に合わせた改定をしなければいけないようになっておりますから、この作業を今やっております。詳細については、この後、会議の状況といったものを企画課長から答弁させますが、これを改定してこれに乗せ替えないと今度は今後の国の補助金を引っ張ってくることはできませんので、そういう作業をしているということで御理解をいただきたいと思っております。詳細については企画課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 地方創生戦略会議につきましては、平成26年度に国においてまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、その10条において市町村の実情に応じて基本的な計画を定めるように努めなければならないと規定されております。これに伴いまして、要項を定めまして推進体制として南種子町地方創生戦略本部会議を設置しているものでございます。

第1期の地方版総合戦略については、平成27年から平成31年までの5か年間の計画を策定いたしまして、専門部会、地方創生戦略会議の本部会を経まして、民間の委員による地方創生推進委員会の意見を求め、パブリックコメントも実施をいたしまして作成いたしまして、議会のほうにも報告をしているところでございます。そして民間の委員による第三者委員会の検証委員会を開催しまして、客観的な検証をいただきまして推進を図っているところでございます。

第2期の計画においては、令和2年度から令和6年度の5か年間で計画を策定してございますが、第1期と同じスキームで地方創生戦略会議の本部会議も開催をしているところでございます。

先ほど町長からもありました国においては令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略、令和5年度から令和9年度が策定をされておりまして、県においても第2期の総合戦略を改定中でございます。本町においても第2期の計画の改定作業を実施中でありまして、南種子町地方創生戦略会議も11月30日に開催をしたところでございます。

今後は推進委員会を開催しまして、パブリックコメントを実施した後に第2回目の専門委員会、戦略本部会、推進委員会を開催しまして総合戦略を決定いたしまして、議会の3月議会においても議員の皆様へ報告をしたいというふうに考えてございます。そして町のホームページへの掲載や概要版の広報紙への折り込み等を実施する予定にしております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 次の質問に移ります。

公営の学習塾の開設についてであります。教育長、この目的は子供の学習支援や受験対策、都市部と地方との教育格差是正、人口減少と少子化への対応、移住定住促進など町の振興、発展にもつなげていくためのものです。公営塾と呼ばれる行政サービスが全国各地に広がっているようです。今、ある大学の調査によると170の自治体が公営塾を設置していると回答しているようであります。先ほども申し上げた目的に沿って市町村が放課後などに運営する塾のことで、対象は小・中学生に加え高校生にまで広げ、一般住民も対象にしたらどうかと思います。もちろん授業料は徴収をします。

人口の減少が続く地方自治体では、人口の流出防止と流入促進だけでなく地域の将来を担う人材の育成が急務とされています。抜本的な対策を講じて少子化と人口減少対策に取り組む観点から、南種子町立学習塾の開設をすることについて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

もともと公営塾は民間の学習塾が存在しない過疎地域などで導入された経緯があるというふうに認識をしております。教育サービスを楽しむ都市部の子供たちとの機会格差を是正することが公営塾設置の趣旨の1つであると認識をしているところであります。

ほかの地域では公営塾は営利を目的としないため授業料は無償のところもあ

るようであります。本町にも民間の塾もありますので、そのことが民業圧迫にもなりかねないので、そういうことも現時点では考えなければならぬかなというふうに思っているところでありますが、今後、開設するに当たっては住民のニーズ等を精査し、そして教育委員会とも連携を図る必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 目的は先ほど申し上げたとおりであります。この講師については教員免許状を保有する、または先生の実験者の地域おこし協力隊員を採用する。このことについて町長の所信をお聞かせください。

その質問をしたかったんですけど、では次の質問です。

地域おこし協力隊に少々触れたいと思います。地域おこし協力隊、まちおこし協力隊とも呼ばれるようです。2009年度から総務省によって制度化されたということです。都市部から過疎地域等へ住民票を移し地域を盛り立てる活動に挑戦し、最終的にはその地域への定住を目指すという仕組みのようです。

平成21年度に始まり、2021年度、令和3年度には地方で活躍する隊員は6,000人を突破し、総務省は2026年、令和8年度までに隊員数を1万人に増やすことを目標にしているということです。今後、この地域おこし協力隊に関する取組はますます盛り上がっていくだろうと言われております。

この協力隊の活動には国から隊員1人当たり最大480万円の補助が行われており、実態としては国からの補助金は自治体が受け取り自治体から隊員に給与として支払われている形が一般的なようです。自治体によってはボーナスも支給をしているということです。南種子町がどうなっているかは私も調べていません。

年齢制限が設けられている自治体もあるようで、例えば着任時に20歳から40歳未満、任期はおおむね1年以上3年未満のようで延長を希望した場合は最大3年の延長も可能ということです。任期満了後は総務省によるとおよそ6割の隊員がそのまま同じ地域に定住しているとのことで、活動費に対して国は自治体に特別交付税で措置しているということです。活動費は払っていますよね。

国はこうして最高の制度を市町村に提供しております。この国が地方自治体に提供する制度を大いに活用して町の活性化につなげていく必要性を私は痛感しております。

教育長、一応、課長には伝えておきましたが、もし学習塾を開設する場合には小学生、中学生、高校生、どういう教科が必要なのか。教育の専門家でありますので、教育長。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 上園議員の御質問にお答えいたします。

まず、学習塾を公営化するとしたときにどういうものが大切かといったような御質問でよろしいでしょうかね。（発言する者あり）

南種子町の学力の現状は令和5年度の全国学力状況調査、それから県の学習状況調査ともに全国平均や県を上回っておりまして、どの教科が低いということはあまりないものであります。そして、また教職員はこの学力対策に向けて県や地区、町の指定を受けて研修に励んでおります。

また、中堅となるミドルリーダーを育成するために、令和3年度からは先進校研修視察事業ということで鹿児島大学の附属小・中学校へ研修をさせて、より高い指導力や意識向上を図っているところであります。

そしてさらに子供たちは、今、家庭学習によってその子なりのソフトをいっぱい入れ込みながらタブレットの利活用を通して一人一人の学びに応じた取組をする体制が整いつつあるといったようなことから、現時点では本町と都市部との教育格差が見られないことから、どの教科をどの時点でというようなことは、今、私たち学校教育の現場では考えておらず、今の学校現場の中であるいは家庭学習の中で学力向上を図ることを目指しておりまして、公営塾を開設ということは現時点では考えていないところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 時間がありませんので次に進みますが、答弁は簡単明瞭にお願いをいたします。

この地域おこし協力隊と関連してブラスバンドの指導ができる指導者、専門の音楽大学とか音楽学部を卒業した方を地域おこし協力隊員として採用することについて、町民への音楽演奏指導とできたら町民バンドの結成、併せて小学校、中学校の部活動、子供たちが一生懸命に取り組んでいる金管バンド、吹奏楽部の指導、そして学校ともしっかり連携した音楽教育の指導体制の確立と部活動の地域移行への取組のためにブラスバンド等楽器演奏の指導ができる指導者として地域おこし協力隊員を採用することについて、町長、お願いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたしますが、先ほどの質問の中で上園議員から地域おこし協力隊員の活動には国から1人当たり最大480万円までの補助が行われており、国からの補助金を受け取りそれから隊員に給料支払いが行われてとありましたが、これは補助金としてではなくて特別交付税の算定基礎数値として財政措置がされておりますので、ここについては御理解をいただきたいと思っております。

御質問にお答えをいたします。

これまでの学校の部活動は、学校教育の一環として学校教員が自主的に無償で担っており、しかし、教員の多忙化が大きな社会問題となっており、特に中学校教員は本来であれば休日である土日に部活動の指導をしていることが長時間勤務の大きな要因となっているところであります。また、少子化に伴ってバレーなどの団体競技のチーム編成が困難となっており、これまでどおりの部活動の維持が難しくなっているようであります。

こうした背景から部活動を地域のスポーツクラブなどに移行しようとする取組が始まっておりますが、そうした中、地域移行した際に子供たちの監督、管理をする指導者が地域にいるかどうかという問題があるようであります。大都市などの地域では教員よりもその部活動に関して高度なスキルを持った人材がいる可能性がありますが、本町を含めた多くの地域ではそういう人材を確保するのに苦勞するということが予想されるということのようです。また、放課後の一定時間を割いて指導をいただくことも大切な要件になります。

議員が提案される部活動地域移行を見据えた吹奏楽の指導者として地域おこし協力隊員の採用というのも1つの方法であると思いますが、他の部活動もしっかり調査をして、やはり全体的な整合性を図る必要があるのではないかというふうに思っております。教育委員会としてはどのような考えをお持ちかというのは私もまだ伺っておりませんので、そこについては教育委員会のほうで答弁していただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 部活動の地域移行については、南種子町の教育委員会は考えていないということでしたよね。前の一般質問で（発言する者あり）現時点で。

では、次の質問に移ります。

学校給食の安全・安心と衛生向上対策についてであります。

この学校給食の起源は明治22年、今から134年前、山形県鶴岡町という町の小学校で貧困家庭への児童を対象に無料で昼食を提供したことに始まるとされています。それ以後、全国に広まり昭和29年6月、今から69年前に学校給食法が制定をされ、学校給食は正式に開始されたようであります。

その後、児童・生徒の食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、現在ではカルシウムの不足、脂肪の過剰摂取など偏った栄養摂取、肥満等の生活習慣病の増加など食に起因する新たな健康課題が増えてきていると言われております。

学校給食は生涯にわたって健康で充実した生活を送るための基礎を養う健康教育の一環として、その指導の重要性が一層高まってきていると言われております。

19日付の新聞によると、大腸菌感染20年で最多、鹿児島県内119人、専門家は命

に関わる場合もあるので牛肉の加熱や手洗いを心がけてと呼びかけています。このことを申し上げて質問に入ります。

学校給食センターは現在地に建設されてから44年ほどが経過しており、施設等、相当な老朽化が進んでいるのではないかと思います。施設、設備は衛生管理基準に適合しているか。食中毒やアレルギー等の未然防止策は確保されているか。非常に気にかかるところであります。

そこで質問を行います。児童・生徒への安全・安心な給食の提供にどのような対策を講じ取り組んでいるか。教育長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 上園議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように現在の給食センターは昭和54年4月に開設してから44年が経過しております。しかしながら、学校給食法に基づいて学校給食は行われなければならないとなっており、栄養管理と同様に衛生管理についても万全を期すこととされており、本町給食センターでは学校給食衛生管理基準に基づいて食中毒や異物の混入などの事故が発生しないように全職員が適切な衛生管理意識を持って給食業務に当たっております。具体的には給食センター所長に答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 給食センター所長、松山砂夫君。

○給食センター所長（松山砂夫君） お答えをいたします。

学校給食の衛生管理基準につきましては、平成21年4月施行、学校給食法の改正により学校給食衛生管理基準が法に位置づけられたことから、学校給食の衛生管理の充実について設置者及び管理者の役割が明記をされ、より細かい衛生管理が求められているところでございます。

本町においてもこの新基準に基づき衛生管理体制や施設整備の管理、調理経過における衛生管理、給食従事者等の健康管理など、それぞれの分野で管理に努めながら事故発生防止に取り組んでいるところでございます。

アレルギーの関係についても学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成し安全の確保に努めております。調理器具、食器についても普通食との区別を行い、調理員の配置についても担当を割り振り、アレルギー食物の混入を防ぐ対策を取っているところです。

また、調理員の安全意識の向上のために研修会への参加、栄養教諭による指導を行っているところでございます。

引き続き、衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル、HACCPの概念に基づいた衛生管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 給食センターの調理室、そのほかの施設、設備が完備された状態で調理や配送業務が行われているか。これを質問する予定でしたが、今、管理課長のほうで詳しく説明がありました。

どういう内容の説明かという、調理場にエアコンは設置をしているか。調理作業の工程表及び作業動線図は作成されているか。食肉、魚介類、野菜など種類ごとにそれぞれ調理器具や容器は備えているか。検食は児童・生徒の食事開始30分前には行っているか。調理した食品は調理後2時間以内に給食できるよう努めているか。給水栓は直接手首で触れることのないようレバー式であるか。これを質問しようと思っておりましたが、ただいま所長の説明がありましたので次に行きたいと思えます。

学校給食法は、施設、設備は自治体が食材費は保護者が負担すると定められているようです。南種子町は子育て支援の一環として平成29年度、今から6年前になりますが給食費の完全無償化としております。

そこで、給食センターの調理室は大きな釜に火をつける関係と虫やほこりが調理室に入らないように窓を閉めることから、室内の温度は常に連日40度超えになっているようであります。数百人分の食材を扱う仕事であることから汗も相当出てくると、給水もしたいが止められないと、常に熱中症の危険を伴いながら過酷な労働環境の中で調理という業務に従事しているということが実態であるようです。給食センター調理室の熱さ対策は喫緊の重要課題として全国的に捉えられているようです。

南種子町立学校給食センターに話を戻します。給食センターでは毎日590食ほどが作られ、児童・生徒や先生たちに提供されているようです。その調理をする調理室にはエアコンは設置していない。調理員の体温を少しでも下げるときの空調服も備えていない。給食配送車車庫のシャッターが壊れており上に上げたり下に下げたりすることができない。車1台は外に置きっぱなしの状態。環境衛生の管理が徹底されていない現状とお聞きをいたします。町長、教育長、この実態は把握しておりますか。早急に改善することについてはどう考えますか。お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 上園議員の御質問にお答えいたします。

暑さ対策の御質問だと受け止めますが、調理室のエアコンについては施設の構造上の問題点や炊飯器や釜から発生する排熱処理など、既存のままでは設置ができない状況にあります。

職員には小まめな水分補給や普段からの体調管理などの指導をしているところでございます。空調服の導入も検討はあるわけですけれども、調理の作業服に対応し

たものがあるのか。またアイスベストなど、その効果も含め検討をしたいというふうに考えているところです。

また、給食配送車の車庫のシャッターの施設等についても、その都度、修理を行ってきたんですけども、シャッターを開閉するモーター本体の改修が必要であることから、現在、調査、協議中でございます。

何よりも衛生面が非常に重要ですので、健康管理に気をつけながら水分補給、休憩を入れたりしながら支障を来すことのないようにやっていくことと、早期に対応できるものについては、その都度、検討を重ね給食センターが造られるまでの間はそのようにして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） では、その給食センターはいつ建設する予定ですかね。建替え計画についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

いろいろと先ほどのことについても教育長からありましたが、シャッターについては私どももこの更新に合わせていろいろと今まで議論をしてきたようでありまして、当面、そこがまだ流動的な部分がありますので、早急にシャッターについてはもう取り替えることを指示いたしておりますから、それで改善をさせていただきます。ただ、もうモーターごと取り替えないとはいけませんので、それはそういうことで御理解いただきたいと思っております。

それから、現在の給食センターは昭和54年開設で45年目を迎えていると議員がおっしゃるとおりでございまして、建替えについてしっかり取り組まなければなりません。昨今の資材高騰、そして建設に多額の費用がかかるなどいろいろな条件がありますけれども、民間を活用した施設の導入などいろんな御提案もあるようでありまして、こちら辺も含めて検討をするよう指示をしております。

最近では、給食センターの在り方として給食の提供だけでなくいろんなやり方をやっているところもあるようでありますので、この施設を新しく造って有効活用できるような運営の在り方とか、全国各地で勉強しながら本町に見合った形ができないかということで調査、研究をしております。

ただ、本町にある老朽化が進んでいる施設というのはほかにもございまして、議員からも以前にありましたが福祉センターもそうです。このことも含めて、現在、公共施設検討委員会というものを立ち上げておりまして、全体でおおむね10年間の計画をいろんな補助を使ってどのようにそこにはめていくかということで、今、協議、調整をしているところでありますので、建替え時期を明確に今はお示しできま

せんけれども、この管理についてはしっかりと学校給食衛生管理基準に基づいたことで取り組めるように、そこについては努力をしていきたいというふうに思います。今しばらく調整に時間がかかるかというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 子供たちの健康に関わる件ですので、検討検討ではなくしてやっぱり早く前に進めることが必要だと思います。

次の質問に入りますが、時間があと4分しかありません。この南種子町の学校給食センターに関する規則がありますよね。その第2条に給食センターの職員は次のとおりとすると。所長、庶務係長、庶務係、栄養士、調理員、運転手となっております。職員の任命は教育委員会が行うと明記されておりますので、現在、この給食センターの所長は教育委員会の管理課長が兼務をしているようです。教育長、専任の所長を配置するという点についてはどうお考えですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 規則にはそう書いてありますが、兼務をすることについての条文はなくて、いろいろな自治体でも兼務をしている所長があります。この配置については、管理課長が兼務をするようになったのが平成10年5月16日からであります。それ以前においても数年の短期間ではありますが兼務の辞令を発令しております。これは行政改革の人員管理とか事務の見直し等により兼務をしたり専任にしたりといったようなことでしておりますが、所長は置いているということにはなるわけでございます。

引き続き、事業運営を行うに当たっては私の指揮管理下において現行体制でセンター長を中心に職員が一体となって安全・安心な給食が提供できるように努めてまいりますというふうに考えているところです。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、上園和信君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を13時30分とします。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時26分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、平嶋 強君。

[平島 強君登壇]

○3番(平島 強君) ただいま議長の許可をいただきましたので、初めての一般質問をさせていただきます。

まず、南種子町は特に文化の宝庫です。自然豊かな種子島、観光地の誘致について質問をいたします。

大浦塩田跡地に、江戸時代末期の塩作り体験ができる観光地にできないでしょうか。

種子島で最初の塩田式の塩作りと聞いていますが、遊歩道をつくって干潮時にはカニ、エビ、魚などの観察、また、カヤック乗り場とコラボして、観光客を誘致したらいかがなものでしょうか、町長にお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長(小園裕康君) それでは、平島議員の御質問にお答えをいたします。

大浦塩田跡につきましては、種子島において初めての塩田式の製塩が始められたところであり、また島外から塩を買い入れていた島民にとっては、貴重な生活品として扱われていたようでございます。

塩が島内に入ってこなければ、島民が困ってしまうことを危惧し、松寿院が何とかして塩田を開いて救おうと考え、大浦の干潟を塩田開発に取り組んだ経緯があり、歴史のないわれのある場所だと聞いております。

体験型の観光地としての考えもございしますが、跡地が大変難しい民間の所有地であることから、観光地として整備するに当たり、問題点が非常に多いのだと考えております。

そういうことから、慎重な対応が必要であり、現時点では観光地としては非常に難しいと思っております。

○議長(塩釜俊朗君) 平島 強君。

○3番(平島 強君) 地権者とよく交渉していただいて、今後とも観光客を誘致するような御検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に入ります。

浜田海水浴場芝生広場にキャンプ施設の設置はいかがなものでしょうか。

ヘリポートの用地に指定されているようですが、今まで何回ほど利用されていますか。

7月、8月、9月と海水浴シーズンの期間でもいかがなものでしょうか。

トイレは設置されていますが、調理場を造っていただいて、テントのリースやバーベキューができるような施設をぜひ設置していただいて、観光客の誘致にいか

がなものでしょうか。

町長、よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

浜田海水浴場の多目的広場の利用につきましては、平成29年当時、当該地にキャンプ場施設として、ロッジやログハウス、コテージが建設できないか、部内で検討を行った経緯があるようでございます。

しかしながら、費用対効果等を考えた結果として、断念をした経緯があるとのことのようにございます。

現在は、イベント時の臨時駐車場や平山地区の祭りの会場、運動会シーズンには平山浜田集落公民館が館員の練習場として利用をしているとのこととあります。

また、緊急時にドクターヘリランデブーポイントとして指定をされている状況でもあります。

キャンプ場として指定をするには、地区公民館、消防などとの協議が必要であり、支障がないのか、管理等どう対応するのか、詳細な調査研究が必要ではないかと考えております。

また、先ほどバーベキュー等についてもお話がございましたが、民間でまた今後、いろんな対策についてのお考えもちょっと聞いているところでございまして、そこら辺とのいろんな兼ね合いも出てくるかなというふうな思いもしておりますが、いずれにいたしましても、これは関係機関との協議、そしてまた、そういう調査が必要だというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） では、公民館とか、あと消防署、関係機関とよく検討していただいて、ぜひキャンプ地として利用すると観光客の誘致になると思います。今後ともよろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。次の質問。

○3番（平島 強君） じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

国史跡の整備について質問いたします。

横峯遺跡の今後の整備で、大型バスの駐車場の設置など今後の整備計画は。

横峯・立切遺跡は令和4年11月10日に国史跡に指定されましたが、整備計画案はいつ頃分かりますか。

今後、国史跡横峯遺跡が整備されましたら、横峯遺跡と町の文化財、火合峯、大塚様の碑、山城の上妻城の跡地と文化財と、今後、国史跡横峯遺跡文化財巡りという案はいかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 平島議員の御質問にお答えをいたします。

横峯遺跡は昨年11月10日に国史跡に指定をされました。令和4年、5年度は、シンポジウムや特別企画展、講演会などを開催をし、遺跡の周知に努めるとともに、どのような活用ができるか、皆様からの御意見をお聞きして、これまで来たところでございます。

来年度からは、国や県にも指導をいただきながら、保存・活用のための整備を進めていく計画になっておりまして、今年度、来年1月になりますけれども、大学の先生などの有識者による史跡整備検討委員会を立ち上げる予定となっております。

その中で、皆様の御意見、御要望を踏まえながら、駐車場の整備などについて検討をしていく予定になろうかと思っております。

また、過去の議会において、西海岸の観光利用についての一般質問等もございましたが、西海岸については、現在、県と協議を進めている部分もございますので、西海岸の観光利用と関連づけて取り組めるものかどうかについては、研究をしてみたいと思っております。

横峯遺跡の詳細の部分について説明が必要であれば、担当課長のほうから説明をさせたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） 本格的に工事が始まるのは、5、6年、文化財審議委員会とか国とのあれでかかると思いますが、その間、この間現場を見に行っただけですけど、担当社会教育課の課長が除草剤をきれいに振っていただいて、今は枯れている状態ですけど、その間も結構観光客が見えると思うんですけど、その辺の工事に係る間の管理はどういうふうにする予定ですか。町長、お願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） その部分について、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） 横峯遺跡につきましては、今、埋め戻しを行ってしまして、文化財の保護という形では露出していない状態ですので、影響はないかと思っております。

ただ、今現在も定期的に草払い等行っているんですけども、どうしても夏時期とかそういった時期には、2週間ほどするとまたすぐ伸びてくる状況ですので、そこも踏まえながら、少しずつ草払いはしているところでございます。

また、今年度もまた講演会とかシンポジウム、そういったものも検討してござい

ますので、その前後にはまた横峯遺跡の清掃等も行いながら、計画的にやっ
ていこうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 平島 強君。

○3番（平島 強君） 横峯遺跡は、旧石器時代3万5,000年前の礫群が発掘されてい
ますが、歴史ある横峯遺跡を全国にPRして、すばらしい観光地、横峯遺跡をつ
くっていただきたいと思えます。

次に、たねがしま赤米館の整備について御質問いたします。

建築老朽化のため、今後の整備計画は。たねがしま赤米館は平成10年10月25日に
オープンしたと聞いていますが、建物老朽化のため、展示室内のPタイルがひび割
れ状態で、また外庭のガジュマルの根っこが盛り上がり、れんがが変形しています。
外見上、いかがなものかと思いますが、今後整備する計画はないでしょうか。町長、
お願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 平島議員の御質問にお答えをいたします。

たねがしま赤米館は、開館から25年が経過をいたしました。これまで定期的に
施設点検を行い、運営をしてきている状況でございます。

御指摘をいただいた施設の雨漏りやひびについては、以前、建設課と調査を行い、
利用に支障がないことは確認をしております。

状況に応じて、壁紙の張り替えなど補修メンテナンスは行ってきているところ
ありますが、来年度について、赤米サミットも南種子町で開催の予定でありまして、
それに向けて、やはりしっかりと補修をやらなければいけないというふうにも
思っております。

また、議員からありましたとおり、かなりの年数がございまして、やはりここ
については、支障のあるところについては、施設の利用改善についても取り組まな
ければならないと思っております。ふれあい広場の前の部分も含めて、さっきの
根っこの盛り上がっている部分もいろいろありますけれども、その部分も含めて、
これは考えて検討をしていく、そういうことを今、担当のほうとも話をしている
ところであります。

中の詳細部分については、担当課長のほうから答弁をさせたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられました、ふれあい広場のれんがの件につきましては、
現在、地域の方々にも協力をいただきながら、れんがを取り外して、木の根の伐採

をしたり、れんがの表面のコケを落として滑らないようにしたり、そういった形で定期的にメンテナンスを行っている状況でございます。

現在、再びまた樹根のほうが伸びてきておりまして、れんがが、議員がおっしゃるとおり、浮いてきている状態を私どもも把握しているところでございます。ガジュマルの木を伐採するなど、そういったものも視野に入れながら、今後、改善策等の検討を進めてまいりたいと思っております。

また、たねがしま赤米館は、赤米に関する資料館として、町内の学校や老人会などにも利用をいただいております。また、国の無形民俗文化財になっている種子島宝満神社の御田植祭や秋の願成就祭などの地域の文化行事のほか、公民館、子ども会の行事でも、調理室や会議室等の利用がなされている状況でございます。

また、先ほど町長からもありましたけれども、来年度は赤米サミットも10月時期ぐらいに検討、開催予定をしているところでございます。

赤米館につきましては、継続して施設の定期点検を行いながら、またメンテナンスに努め、安全面に配慮するとともに、今後も地域の皆様に利用をいただけるよう、ふれあい広場にひさしをつけるとか、そういったのも利用改善を図りながら、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 平畠 強君。

○3番（平畠 強君） 来館者が、れんがにつまずいて、けがでもしたら大変でございますので、早急に修理のほうをよろしく願いいたします。

これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、平畠 強君の質問を終わります。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○4番（福島照男君） それでは早速、本題の質問のほうに入らせていただきます。

今回は、3点質問事項を提出しております。

1点目は、10年後の本町の農業像について。

2点目が、海上輸送費コスト支援事業の拡充について。

3点目は、自衛隊関係交付金の運用についてということでございます。

それでは、1点目の10年後の本町の農業像についてお伺いをしていきます。

農林水産省は、令和5年4月に人・農地プランから地域計画に変更し、その作成を法的に位置づけ、完成時期を令和7年3月をめどにしているようです。この趣旨は、少子高齢化等による地域農業者の減少に伴い、耕作放棄地の増大防止や有効的な農地利用を促すための施策のようであります。

本町においても、農業従事者の高齢化率は一年一年高まりつつあり、今後が大変危惧されるところであります。

そこで、地域計画の作成には、目標地図の作成が伴ってきますが、その進捗状況と直面している課題について御報告をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、福島議員の御質問にお答えをいたします。

地域計画の移行に伴う課題につきましては、今後の高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大をし、農地が適切に利用されなくなることが課題となっております。

地域計画策定に伴う取組の進捗状況は、現在、農業委員会で目標地図の素案作成に取り組んでいるところでございます。

内容については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） お答えをいたします。

まず、本年度は、農業委員会のほうで利用状況調査と利用意向調査を実施しているところです。

令和6年度は、農業委員会のほうで農地の所有者へのアンケート調査を実施をし、目標地図の素案作成を行います。その後、地域の話合いを行い、地域計画を策定する計画となっております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。

これから、今、素案段階ということではありますが、当面考えられる課題等についてであります。

2番目の耕作者への周知と協力要請についてということとダブってくるんですが、当然、全農地の目標地図作成に向けては、現状を把握しながら、次期の耕作者引受手を探しながら進めないといけないということで、なかなか果たして目標の令和7年までにできるのかなと、今心配もしているわけで、相当虫食い状態の地図になる可能性もあるわけで、協力要請、もちろん耕作者をはじめ、若手後継者等も含めて、中堅農家、認定農家等を含めた、やっぱりこれは町を挙げて取り組まないと、なかなかできない。

地図はできたとしても、実際の運用に入っていくと、なかなか大変なところがあります。そこ辺の課題をやっぱりみんなが、町民が共有しながらやっていくことは、非常に重要なのかなと思っていまして、そこら辺の課題等の取組について、再度、

担当課長のほうでどういう計画を持って進めていこうというのが、もうちょっと詳細な説明をいただければありがたいなと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） お答えをいたします。

地域計画、目標地図作成の周知と協力要請につきましては、農業委員会と連携を図りながら行ってまいります。現状の人・農地プランの8地区を基に、その調査結果を踏まえて、農地の所有者の意向を反映した現況地図を作成して、地域の方との協議の場を設定をして、話し合い活動を展開する計画であります。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。これはあくまでも地図をつくるのが目的じゃなくて、その過程の一環でありますので、時間をかけながらじっくりと取り組む必要があるのかなと思っております。

そこで、現状の3番目に入るんですが、本町の今の実態、農業者に従事する実態、年齢数、一つ把握しておく必要があるのかなと思っています。

私が直接担当課長に聞けば済む話なんですが、あえてここでお尋ねをするのは、全農業者関係にも知ってほしい、再度認識してほしいなということで、現時点での年代別の農業従事者数等の報告をいただければなと思いますが、課長、お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 御質問にお答えをいたします。

現時点ではないんですが、2020年農林業センサスによりますと、20代以下が32人、30代が38人、40代が73人、50代が187人、60代が342人、70代が213人、80歳以上が103人、合計988人となっております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。

そこで、本題の4番目に入っていきます。

10年後を見据えた農業経営体の育成をどう考えるかということで質問を出しております。

10年後、20年後の農業従事者数から見えてくる本町の農業像から、今後取り組んでいくべき課題を探る必要があるかなと思ってしまして、私なりに一通り考えたところを申しますと、1つ目は規模拡大、法人化等を進めて有効的な農地利用を促進する経営体の育成というのが一つ必要なかなと思っております。本町の基幹作物である、さとうきび、甘しょ、畜産、水稻等が該当するのかなと考えております。

2つ目は、小面積でも高付加価値作物栽培による高所得経営体の育成。園芸作物

であったり、有機農業等が、ここら辺の分類に入ってくるのかなと思っています。

3つ目は、兼業農家や高齢者による中間規模の経営体の維持。ここは自分たちの労力に見合った規模と作物というふうなことで、おおむね私の考えるところで、大まかにはこの3パターンに区分をして、本町の農業経営を今後10年、15年後を見据えた政策を展開する必要があるのかなというふうに考えております。

それぞれの経営体には、それぞれの役割と課題があります。規模拡大については、本町の耕作地を維持してもらおうと。耕作放棄地の減少に頑張ってくださいと。

高付加価値経営体については、農業人口の維持と本町の農業の多様性を維持していただく。

3番目の中間的経営体については、農業人口の維持と耕作放棄地の防止と。

こういうようなそれぞれの役割分担を、決めつけは大変もちろんよくないわけですが、そういうような区分け、分類もしながら、本町の農業経営体の育成をしていく方策も、一つとしては考えられるのかなというふうにも思っております、ここら辺の取組について、現時点から10年後、今報告がありました若い世代の農業者人口を見ながら考えていく必要があると思います。

現時点で、5年、10年後の農業政策をつくるのは大変かと思うんですが、方向性、5年、10年後、15年後を見据えた方向性、農業政策についての町長の考え方等について、ここで答弁いただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

農家の高齢化や後継者問題が慢性化する中、法人化による農地の集約と経営の大規模化、そして、機械化による経営効率の向上を目指すことが重要だとは私も認識をしております。

そうした中、先ほどありましたが、2020年の農林業センサスのデータによりますと、農業従事者の約6割以上が60歳以上であります。このことから、農家の労働力が減少することが、これは誰でも予想されます。

そういったことから、農業技術や農作業の機械化・効率化というのは、今後進んでいくものだと思っております。

今後、農業従事者の減少に伴い、個人農家の戸数も減少をしてきております。一方、法人の農業経営体は増加をしている傾向にあります。こういったことから、小規模農家と大規模農家の二極化が進んでいくのではないかとというふうに予想をしております。

また、農地の集約によって、農作業の機械化やスマート農業が推進をされてまいります。そして、生産コストを抑えながら、持続可能な農業経営を目指すこととい

うのは、これは国のほうでも、全国これからそういうことが進んでいきますし、重要なことだろうと思います。

I C Tやロボット技術などの先端技術を農業に取り入れることで、これは全国的にいろいろ進んできておりますが、農作業の大幅な省力化を目指すことや、収集蓄積をした気象情報や生物の生育情報など収穫量の設定とか、そして、作業計画に反映させるスマート農業の取組についても現在研究をされておりました、今後重要な部分だと思っております。

2030年には、農業従事者、農業経営体ともに、2020年の半分以下になることが全国的に予想されます。

現在の現状の生産力を維持するために、農地の集約やスマート農業の推進という農業経営の効率化を図り、持続可能な農業経営者を育成をしていかなければならないということは、私もそのように考えますけれども、このようなことがこれから推進されるんだろうというふうに予想します。

農業経営体の法人化が進む一方で、最新技術を活用すれば、家族経営の農家でも高い生産性を維持することができる可能性もあります。そのためには、行政だけではなかなか困難でありまして、レベルの高い経営戦略を立てられるよう、さらなる支援策であったり、そういうものを充実していくことが重要だと思います。

先般、認定農業者の連絡協議会もありました。本町でも、かなりの方が入っておりますけれども、なかなか若い方が会長もって、次の会長をされる方も少ない。

一番課題は、それぞれの分野の方が入っておりますけれども、何か認定農業者の連絡協議会に入っておっても、何かメリット感がないというようなことも言われました。

そういう御意見をいろいろ賜っておりますので、そして、それぞれの部会にも行きますして、今、果樹部会であったり、それから園芸のほうであったり、やっぱりこれまで目を向けられてこなかった部分について、私どもは今年の10月から支援策を打ち出しました。

国のほうにも一応要望は行きますして、県議の先生から通して、秘書のほうからも来ましたが、今度は国の補助を使ってやるということになると、今現在、これにまた補助申請をしたりすると、7年度の要望に乗せるということでもありますので、実際は7年度中にできると、収穫について8年度からになるわけでありまして、こういったものを待っておっては、今の農家の皆さん、対応ができないだろうというふうに思いましたので、私どもの町では農業振興基金を活用して、そういう要綱設定をしましたので、それで今年から始めておりますけれども、来年度も早急にそれをやる必要があると思っております。

今後も、いろんな御意見を聞きながら、そういうことには取り組んでまいりたいと思います。そして、あらゆる農家の皆さんから、本町の農業の今後の在り方については、向こう10か年のことを、しっかりとやっぱりこれから皆さんで話し合っていく必要があるということは、前も議会で申し上げたとおり、そのようなことも言われておりますので、ぜひこれはやらなければならないと思います。

先般、東京に行った際に森山事務所のほうから、鹿児島県の町村長の集まりでしたけれども、一般財団法人、これはアグベンチャーラボというのが大手町ビルディングにありますけれども、ここに行って、町長、話を聞いてくれということだったので、行ってまいりました。

いろんな企業、大学がいろんな提案をしまして、基腐病の研究もしております。そして、そこで採用されたものが、その町の中で、そのビルの中で、企業・大学生が入ってスタートアップ事業ということで、いろんなことを実証できるような感じで方向で、また提案できるように今進めております。

そこで、代表の方は全中のほうから来られたり、いろんな方がそこに代表に入っているわけですが、町村長もそこで写真を撮ったり、いろいろしてみるわけですが、帰ってそれをただ伝えるだけでは、私は進まないと思いましたので、代表にも申し上げました。

私どものこれからを担う農家の青年であったり、皆さんであったり、それから行政の担当部署、そして議員さんも含めてそうですけど、そういうのをちょっと研究をしたいということで、お願いをすれば受け入れてもらえるのかどうか確認をしました。それは喜んでやりますと。ここに派遣もしますということでしたので、これはぜひそういう方向で人材育成基金を使いながら、そういうところにも派遣をしたいなというふうに思っております。

また、この前テレビでありましたが、これはちょっと調べてみますと、埼玉の加須市というところに、農業法人中森農産というのがありまして、若い社長さんであります。いろんな農業をやったことのない方々を、いろんな企業から募集して引っ張ってきておりまして、現在、素人のそういう方々が農業に携わって、かなりの収益も上げるようになっています。

タイトルでは、そこで働く方々が、恐らく今300町歩ぐらい、いろいろやっていると申すんですけども、機械の効率性であったり、そういうものをしっかりやりながら、年収1,000万円を会社で働く皆さんが目指している、そういう企業だということでありましたので、今、家族で法人化をしたり、それから本町のほうにもありますけれども、今後こういう小さな町でも、どのような体系をつくってやっていくのが一番いいのかどうかというのは、私はここも含めて勉強をする必要があるな

というふうに思っています。

その中で、やっぱり実際に農業をやっている方とか、そしてまた行政も一緒になって、いろんな今後の10年間でどうするかということ、やっぱりしっかり話をし、そういう方向性を出していくのが一番ベストなのではないかというふうに、現状としては、そのように思っておりまして、担当課のほうにも、そういう方々の、派遣といいますか、そういうものも、ちょっと来年度組み立てるように指示をしているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。非常に前向きな取組姿勢を伺えて喜んでおります。

全国的にもそうではありますが、本町の本当に今農業の転換期に差しかかっているんだろうなというふうに実感をしております。

きび、甘しょについて、大型化してもなかなか収益が上がりづらいと。大型化しようにも、なかなか経営がうまくいかないという声もたくさん聞きます。

高齢化になってくると、機械の買い替えもできなくて大変困っているとか、いろんな状況の中で、農作物についても町長が有機農業を導入しましたが、それも加えながら、いろんなところにチャレンジをしていく姿勢というのは、ちょうど今転換期というふうに捉えておりますので、どんどんやってほしいなというふうに思っております。

そういう意味で、今後も、1年、2年の取組じゃなくて、やっぱり長い10年、15年のスパンを見据えて、本町の農業像をどういうふうなところに持っていかかという視点で、それぞれに皆さんがぜひ取り組んでほしいなというふうに考えております。

そこで、次、2点目に入ります。

2点目の輸送コスト支援事業の拡充についてお伺いをいたします。

多くの方々から、宅配便の送料にはなぜ運賃助成ができないのかという声を聞かれます。これは海上輸送事業の件でございます。

主な理由としては、宅配便事業者から海上輸送費の証明がなかなか出てこないのも一つの要因かなというふうに捉えておって、いろんな要因もあるんですが、利用者にとってみては、ちゃんと海を渡っているじゃないかと。何で海上輸送費が出ないんだよという大きな声も、お叱りも受けるわけですが、なかなかこれにも非常にいろんな、国の条件を見ると書いてあるようです。

私も、よくその中身を分かっていなかったもんですから、それなりに調査をいたしました。輸送コスト支援事業の趣旨に、ずっと読んでいくと、やっぱり離島の活

性化、人口減少を抑えて人口定住を図る上での活性化を図るためにも、本土との差がある海上輸送費を支援しようじゃないかというような、一つの事業というふうな中身で、そこには、この事業の趣旨と目的、それから交付要領とか、あと行政がしなければならぬ申請書類の作成とか、あとは農業発展計画等々、もろもろつくって申請する旨が記載されております。

そういう中で、宅配便利用については範囲も広いし、取扱品目の数量も少ないという観点も一つはあるのかなと思ったりしているんですが、ただ、新規産業、新規作物、特産品開発をしていく上においては、なかなか現状では大手路線便を使うまでもいかず、当面は宅配便を使ってせざるを得ないというような条件もありますし、本土に比べて、やっぱり離島はなかなか直接、大消費地に翌日に物をつけるということもできないハンデがあります。

ここらを踏まえて、この事業の本来の趣旨から鑑みてみれば、宅配便の該当に入れることも私は不可能ではないのかなと思っていまして、一番のネックは海上輸送費の運賃根拠をどこに求めるのかなというところと、小規模農産物の本町としての農業発展計画をどう立てていくのかという、2点ぐらいに絞られるのかなとは思っているんですが、ここは何とか突破口を開いて、本町の新規産業発展開発のためにも、大きな壁ではありますが、乗り越えていく必要があるなと思っていまして、町長、ここ先頭に立って、何とか突破口を開けないものか、お伺いをするんですが、どんなものでしょう。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、先ほどの農家の関係なりにも、ちょっと付け加えますけれども、いろんなことを今も取り組んでおりますが、ここ数年で全て解決するような方向というのは非常に難しいと思っておりますけれども、これは粘り強く将来を見据えたことをやらなければならないと思っております。

その中で、現在でもできることで農家がもうかるという、そういう方向でしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

ただいまの質問につきましては、令和2年6月議会の一般質問においても御質問をいただきました。その中でも触れておりまして、答弁をしているところでございますが、輸送コスト支援事業につきましては、本土と離島との輸送コストの格差を軽減するというのが目的でありまして、議員も御承知かと思っております。

そして、離島から本土までの海上輸送費や航空輸送費が対象になるということでございます。

私も、そこは理解を宅配便についてもいたしますけれども、これまでずっと言わ

れてきておるのが、宅配便等については、離島料金というものが設定をされていないということをおっしゃいます。

県本土と、例えば鹿児島県外、同じところに県内どちらからやっても同一料金であるということが問題でありまして、この事業においては、こういう補助制度は活用できないということでもあります。

実際に宅配便を利用している方がいるということは、私も認識をしております、この件については、先般の議会の中でも御意見をいただきました。

そしてまた、ほかの離島の町村長の中にも、やっぱりそういう御要望を受けている方もおられましたので、県の離島振興協議会の中で離島行政懇談会というのがあります。その中で知事と懇談があるわけでありまして、県も幹部の皆さんが来られておまして、そこの中においても意見として出させていただいております、ほかの町村長からも意見が出ております。

その中で、宅配便については、当然のことながら条件不利性には当たらないとして対象外となっておりますということは、奄美の町長からも、これを加えながら、御要望はしたところであります。

そのときに、宅配便も荷物を一元化するなど工夫をしながら、運賃の低廉化における御尽力をいただきたいということで申し上げておりますけれども、県の回答としては、やっぱり宅配便の送料につきましては、離島か県本土にかかわらず、本県内の発送する際の送料が同一料金になっていることから、補助対象としていないところだというふうには思っておりますが、私どもの町だけに限らず、離島あちこちからもやっぱりその話があるんだろうと思いますので、全体的な運賃の負担軽減という意味で、今後も引き続き、離島の町村長としっかりと意見交換をしながら、私どももこれについては届けてまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 町長のおっしゃるとおり、鹿児島県の見解も全く同じで、本土から送っても、種子島から離島から送っても、料金一緒じゃないかと。皆さん、運賃は平等ですって、何の格差もありませんという建前に立っているわけですね。そのとおりです。

ところが、もうちょっと考えますと、本土からと離島からとの宅配便を利用せざるを得ない背景というのには、私は格差があるのかなというふうに思っています。

本土からは、朝収穫して昼か夕方、路線便に持っていけば、翌日には必ず大消費地には到着するわけで、離島の場合は海を越えないといけないので、小口の場合、特に路線便つくっても、なかなか着かないと。宅急便であれば、関西であれば翌日、

中部以北であれば翌々日に必ず着くという場合にメリットがあります。

こういう地理的背景からすれば、やっぱり確実に本土との、運賃格差はないけれども、背景の流通に関する格差はあるわけで、ここら辺を切り口にしながら、当然、本町だけでは無理がいくと思うので、全国の離島会議等では、全国からそういう声を上げていただいて、国の施策については、離島運賃については特別配慮をしていただけるような取組を粘り強く、ぜひお願いしたいというふうに思っています。町長、この点、一つ答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私どもも本町のことを踏まえながら、こういう懇談会であったり、知事との懇話会であったり、そういう中でも引き続き、それは声を上げていきたいと思えます。

この前の離島行政懇談会の中においては、現在の町村会の会長であります、徳之島町の高岡町長さんも同じこと、これを言われておりますので、ここは私どもの鹿児島県の会長でもありますし、今後も意見交換をさせていただきながら、勉強していきたいというふうに思っています。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ぜひ粘り強く根気よく、強く要望をお願いいたします。

そういうことで、次の3点目に移っていきます。

3点目は、自衛隊関係の交付金の運用についてということで出しております。

要は、自衛隊の再編交付金等々でありますので、使い道も大方限定はされるのかなと思うんですが、えてしてこういう場合は、公共施設の整備等々に重点が置かれがちです。

本町においても財政的にも厳しいので、当然、公共施設の整備には重点配備しなければいけないわけですが、もう一点は、やっぱり地場産業育成についても、こういうのは非常に何か予算的にできないのかなと思ったりをしております。

そこら辺で、まずは最初に、公共施設等の改修等についても含めて、何年間か交付金があるわけですが、その運用構想、現時点での構想について、町長、お考えを聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

再編交付金を活用いたしました事業等で、令和5年度に予算化をしているものにつきましては、肥料・飼料価格高騰対策事業、屋内運動場整備事業としまして、解体建築設計業務委託及び解体工事費用であります。中央公民館、それから中央公民館耐震改修整備事業としまして、耐震改修工事設計業務委託となっております。

屋内運動場の解体工事につきましては、解体設計での調査結果において、内壁や天井などにおいて、アスベストが含まれていることが判明をいたしました。そういうことから、今回の補正予算において、アスベスト除去分の工事費を増額をしなければなりませんので、増額提案をしているところでございます。

肥料・飼料価格高騰対策事業については、現在の価格高騰、しばらくこれは続くのではないかという見込みを持っておりまして、今年度から令和6年度までの2か年事業として、私どもは組ませていただいております。

それから、屋内運動場整備事業については、現時点では令和6年度建築完成の予定ですが、アスベスト除去作業が追加をされたことによりまして、完成年度がずれ込む可能性も出てきたかなというふうな思いを持っております。

中央公民館耐震改修整備事業につきましては、一部解体、爆裂補修、屋根防水など、最終的には外壁塗装までを予定をしております、完成年度は令和7年度を予定をしております。

社会教育施設、特に高校跡地については、国・県の補助事業がありませんので、これまで譲渡されてからの14年間、整備に取り組むことができておりませんでした。そういうことから、今回、再編交付金を活用した整備に至ったところでございます。

そのほか、議員御承知のとおり、議会でもいろんな住民のお声も届けていただいておりますので、老朽化に伴って整備更新をする必要のある公共施設というのが、福祉センターをはじめ、いろいろございます。

こういうものが非常に多いものですから、今後、ここについて計画調整をすることになってくると思いますけれども、ハード事業だけでなく、ソフト事業についても、今後コミュニティバスの運行管理費用であったり、そういったものにも活用ができるということで、そういった構想も今考えておりまして、これは向こう10か年のそういう計画を、今、協議調整をさせていただいております。

いずれにしても、10年間の各事業における事業費の積算や事業年度の計画策定を急ぐ必要がございます、再編交付金に限らず、どのような財源を、町のこういう計画にどのように活用できるかを含めて、今現在、検討するように指示をしております、副町長以下で今進めております。

詳細の部分については、総務課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 再編交付金を活用した事業計画については、副町長を含めた、施設を所管する各課長をメンバーとした公共施設整備更新検討会を開催して、各施設の現状や問題点の把握、整備更新する場合の具体的な内容や事業用途について、現在協議を続けているところでございます。

ソフト事業についても、事業内容や実施時期の協議を行っておりますが、再編交付金の令和5年度の内定額は2億4,089万2,000円となっております。

先ほど町長からもありましたが、肥料・飼料価格高騰対策事業は令和6年度までになりますので、現時点で6年度においても、9,300万円を再編交付金から充当する予定となっております。

令和6年度も、今年度と同額の内定額と仮想した場合、残金の1億4,800万円をどの事業に活用していくかが課題になってきております。令和6年度の当初予算編成作業も行っております。再編交付金だけで施設整備の更新はできませんので、地方債の併用など、予算編成作業と併せた事業財源調整を行いまして、今後のまちづくりを見据えた事業の実施に向けて、緊急性や優先順位など様々な観点から検討を重ねて事業選択をしていくことと、今現在しているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。

そこで、2番目の件に入っていくわけですが、当然、町の発展計画の中での予算投入、皆さんで考えられるわけですが、なかなか本町の特産品開発が、なかなか軌道に乗りづらい。チャレンジはしていただいておりますが、なかなかこれに乗り切るところまでいっていないというのが現状であります。ここら辺にも、交付金の利用の道はあるのか、ないのか。

私は、肥料・飼料高騰対策については、非常にいい使い道だなと思って、あ、こういう利用の仕方もあるのかと考えていまして、もう一つ、こういう特産品開発、新規作物、農産品に限らず、本町の特産品になるような研究開発、人件費等も含めて、そういうような取組等にも配分ができないのかと。

例えば、5か年計画ぐらいで交付金を利用してやると。5年間を目標に、何とか1つでも2つでも新規品目の確立ができないものかというふうには考えるわけですが、ここら辺の利用、また予算の配分等については、町長、どうでしょう。名案があれば教えていただきたいんですが。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

自衛隊の再編交付金の使い方というのは非常に難しく、使い勝手が悪うございます。確かに当初は、肥料・飼料高騰などというのは、直接農家に関わっていくようなことであれば、そこに行くようなシステムのやつであれば、まず駄目でありました。

なので、いろいろ考えたのが、その上がった部分について、最初から値引きを

して、その部分を販売元に出すちいうことをちょっと考えて、御相談をして認めていただいたわけでありますけれども。

今日も、西之表市でも議会が今現在、昨日からもずっと行われておりまして、向こうでも、やっぱりそういうのが出ております。何で南種子町ができるのに、そこができんのかと。そういう話であります。

ほかの部分でも、何か農業にも使えんとか、そういうことを言われますけれども、大半のところはやっているのが、今、農道の整備に使った、何に使った、そういうことの報告だけなので、これは職員と、そしてまた議員の皆さんからもいろいろ御提案があれば、これは本当に知恵を絞って、そういう使い方ができるのであれば、それはやっぱり御相談をどんどんして、そういう計画を立てられるんだらうというふうに思います。

そういった中で、地場産業の育成ですが、私どもはいろんな協定も結ばせていただいております、なかなかまだ進んでいないところもありますが、そここのこれからの特産品であったり、開発はやっぱりさらに進めていきたいというふうに思っております。

育成については、本町の持続活性化について非常に重要な課題だというのは、私も重々認識をしております。これまでも予算編成においても、各分野におけるバランスにはやっぱりしっかり配慮しながら、職員と一緒に、ここは考えていかなければならないと思っております、再編交付金を活用できる事業としては、分野では14の分野に区分をされております。

そういう事業が規定をされておりますけれども、その分野の一つの中に、一つであります、企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業というのがあって、その対象にできないかということで、急速凍結機を購入するときにも、これを何にはめるかということでありました。これは、やっぱり私どもの町の企業育成、そして経営向上を図るものと。ここに当てはめて承認をいただいて、当てられた事業であります。

この活用についても、今、担当課のほうから、主に自ら調理加工、出荷をする方々に活用の案内をしております、最終的には報告書を提出していただくことになっておりますが、14の分野に区分された分野の、どこに何を計画を立てて持っていくかということだと思います。

いろんな施設に当てる場合は、これはやっぱり簡単です。簡単という言い方、表現悪いですけど、ほかの公共事業の補助と大体似ております。

ただし、こういう施設の整備であっても、通常の省庁の交付金よりも、一手間二手間ぐらい多い手順を踏まないといけないので、職員とすれば再編交付金について

は、非常に使い勝手の悪いものだと思っております、これは今、防衛省にも、私も何回も言っています。何でこんなに難しいのかということで、ほかの省庁で同じような事業でも、これだけばかみみたいなことをさせるのかというのは言っております。

なので、ここが変わるかどうか分かりませんが、意見はいろいろ伝えてまいりたいと思っております。

これからも、せっかくの地場産業の育成で、凍結機も入れておりますので、今後これが本当に企業育成、そういったものに生かされていくような方向で報告書を頂いて、それはそれで進めていきたいと思えます。

また、本町としては、これとは関係なく、なかなかここにこれを当てるのが難しいものですから、地場産業の育成という観点では、輸送コストの支援事業であったり、雇用機会拡充事業とかいろいろある、こういうものをぜひ活用しなければならんと思っております、そのほか特産品開発普及事業ということで、前も言いましたけれども、極楽湯関係の事業は議会でも議決をいただきまして、これは一応11月末で終わり、そしてまた、今、今度は新たに国庫事業、後期の分を今申請をしておりますので、これが採択になりましたら、今度は新たな取組で、今まで全国5か所でやった、スーパー銭湯でやっていただいておりますけれども、これを別で今度は場所も変えて、9施設でということで今お話をしております。

ほかのものでできるものは、そういうふうにしっかし取り組んでいきたいと思えます。

また、観光物産館トンミー市場を活用した地産地消の拡大にも取り組んできていますとありますけれども、現在、企画を中心に、第2期、先ほども同僚議員でありましたけれども、総合戦略の改定作業に取り組んでおりまして、これは国の改定に合わせて、これをつくり替えるものであります。

ここにいろんな事業計画を乗せ替えることによって、新たな国の戦略の補助金を引っ張ってこれるようになりますので、こういったものをしっかりとまた私どもは活用をして取り組んでいきたいということで、職員も一緒になって、ここはしっかりと勉強していきたいというふうに思えます。

そういうことで、全町を挙げて地場産業の維持発展、新規産業の導入など、こういうものについても取り組んでまいります。そして、再編交付金に限らず、国・県の補助事業の導入、そしてまた各目的基金を財源としながら、しっかりと取り組んで、バランスに配慮した予算編成については、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。これからも、豊かでもうかる住みやすいまちづくり、日々精進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

これで、私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塩釜俊朗君） これで、福島照男君の質問を終わります。

ここで午後2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時37分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野首久教君。

[野首久教君登壇]

○2番（野首久教君） 本日、午前中から続いている一般質問も私で最後となりますが、よろしくお願いいたします。

議会だより9月号の編集後記に、カレンダーの9月をめくると、残された枚数はあと3枚のみ、月日のたつのは本当に早いものですねと書いたことを思い出します。本当に月日のたつのは早いもので、あれから3か月、今年の残されたカレンダーは今月の12月、1枚のみとなってしまいました。

私も4月の統一地方選挙でこの議会に送らせていただいてから早8か月を迎えています。できることを1つずつを念頭に置き、ずっと住みたい南種子を目指し、南種子町発展のため頑張りますのでよろしくお願いいたします。

そこで、今回は、身近な観点から、1点目、横峯構造改善事業地区の荒れ地について。

2点目、南種子町電子地域通貨「あば！P a y」普及について。

3点目、遊具を伴う公園の設置についての3点について一般質問を行います。

まず1点目の横峯構造改善事業地区の荒れ地についてですが、町内各地区において、荒廃農地及び耕作放棄地が目につく現状において、島間、田尾集落、横峯構造改善事業地区内の農地においても、3年ほど前から荒れた農地（畑）が目につくようになりました。この荒れた農地を早急に何とか元の農地に戻し、利活用していただくことを願い質問を行います。

まずは、横峯構造改善事業地区の農地が荒れ始めたことについて、この現状をどう捉えているのか町長にお伺いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 野首議員の御質問にお答えをいたします。

横峯構造改善事業地区を含む町内の農地において、農地所有適格法人の株式会社横峯が借用しております農地について、昨年度さとうきびの収穫を行わず、耕作放棄地化している状況については、主要道路に面する農地において状況を確認をし、農業委員会より状況の報告を受け把握をしているところでございます。

農地を有効活用し基幹産業の農業振興を図らなければなりません、現状を踏まえ、今後の対応として農地を借りている株式会社横峯に適正な農地管理を行うよう指導する旨、農業委員会へ指示を行っているところでございます。

詳細については、この後、担当課から御説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 農業委員会は、農地が荒れ始めたことについて、どのように対応し、指導してきたのかお伺いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 農業委員会事務局長、羽生幸一君。

○農業委員会事務局長（羽生幸一君） 農業委員会の対応についてお答えします。

構造改善事業を含む町内の農地が荒れ始めたことについて、どのように対応して指導してきたかにつきましてお答えします。

まず、町内の全体状況調査についてお答えします。

毎年7月から9月まで農地利用状況調査、農業委員12名と農地利用最適化推進委員8名で耕作放棄地、遊休農地の調査を行い、遊休農地化している農地所有者へ利用移行調査書を送り、郵送による農地有効活用や各地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が農地地権者や農地借用耕作者へ、直接、個人、個別指導等を行い、耕作放棄地、遊休農地化しないような対策を講じております。

今回、質問の横峯構造改善事業地区内の農地が荒れ始めたことにつきましては、農地所有適格法人の株式会社横峯が借用している農地が荒れ始め、農業委員会へ地権者より、3年ほど前より土手の草払いがされていない、農地内が雑草化して、耕作放棄地化しているなど苦情があり、その都度、農業委員会、担当農業委員、農地利用最適化推進委員より農地の適正利用の指導を行ってまいりました。

令和5年4月下旬から6月末にかけて株式会社横峯の代表と面談を行い、農地を適正に管理すること、農地の借地解約についても返還時に整地、耕うんして返還するよう、厳重指導を行ったところであります。

その後、農地管理について適正に作業が進展していないため、8月以降、株式会社横峯の代表者と連絡、面談が取れない状況が続き、11月13日に農業委員会事務局と株式会社横峯の代表者と農地管理状況について協議を行い、11月20日に農業委員

会長をはじめ、農地部長、担当農業委員、農業委員会事務局による株式会社横峯の代表者と農地の利用状況調査と会社の運営状況について聞き取りを行い、早急に農地を適正に管理すること、賃貸借農地を合意解約する場合は、整地、耕うんして農地借用者として責任を持って返還するよう、厳重指導を行ってきたところであります。

これまでの経過について報告します。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 農業委員会の指導についてはよく理解できました。

整地、耕うんをして返すということはまず基本となりますので、そこについてはこれからも御指導を頂きたいと思えます。

次に、横峯構造改善事業地区の農地面積は63ヘクタールと認識しておりますが、対象となる荒れた農地の面積を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 農業委員会事務局長、羽生幸一君。

○農業委員会事務局長（羽生幸一君） 横峯構造改善事業地区内の荒れた農地の面積につきましては、30筆の約10ヘクタール、地区内の15.8%であり、その荒れた農地のほとんどを農地所有適格法人の株式会社横峯が賃貸借している農地であります。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 15.8%という横峯地区の面積が荒れた状態になっているというのは非常に目につく状況でございます。

横峯構造改善事業は、緊急畑地帯総合整備事業として平成3年度に着工し、平成13年3月の竣工で、約22年前に完成した事業となっております。

その記念碑の碑文には、「農地を担う若者の夢と希望を託すため、集落民一体となって一大決意のもとに県営畑地帯総合整備事業及び登記に関する入会林野整備事業を導入することとした。この事業を行うに当たり、国、県、町の御指導、御支援に感謝するとともに、整然と整備された農地が長く地域の農業振興に貢献することを祈念するとともに、この事業を起こし、完成させるために尽力した関係者の功績を後世に伝えるため、この記念碑を建立する」と力強く刻まれています。

先人たち及び地権者たちの胸の内を察すると、横峯改善地区の荒れた農地を本来のあるべき農地に戻し、健全な農地の利活用を図ることが急務と考えますが、これからどう取り組んでいくのか、農業委員会の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 農業委員会事務局長、羽生幸一君。

○農業委員会事務局長（羽生幸一君） 農業委員会として、今年4月から株式会社横峯の代表者に対し、幾度となく適正な農地管理と管理できない農地については合意解

約するなど、整地、耕うん後、返却するよう厳重指導を行ってまいりましたが、ほとんど進展していない状況であります。

これから農業委員会としてどう取り組んでいくかではありますが、まず、農地を借りている株式会社横峯の代表者が責任を持って農地管理を行うこと、農地賃貸借の合意解約と返還する場合、適正に整地、耕うんを行い、耕作できる状況で返すよう指導を徹底していく計画であります。これまでも株式会社横峯の代表者へ口頭で指導をしておりましたが、何の対応もされず行動していない状況を踏まえ、さらなる対策として、農業委員会事務局、担当農業委員、株式会社横峯の代表者同行により地権者へ個別に訪問して、対応を協議していく計画であります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 農業委員会が非常に強い決意で改善に向けて動き出すということが確認できましたので、このことについてはよろしく対応いただきたいと思えます。

荒れた農地、耕作放棄地、管理不足農地が発生した経緯については、今回のようなことが今後発生しないよう、また発生させないようしっかりと検証していただき、農業委員会として対策を講じていただきますようお願いいたしまして、本質問については質問を終わります。

続いて、2点目ですが、南種子町電子地域通貨「あば！P a y」普及について。

南種子町電子地域通貨「あば！P a y」が今年8月21日から本格的に運用が開始されました。私も、早速、チャージ機設置店舗にてチャージを行い、使い始めました。使い始めると、財布代わりに非常に便利でよい取組みだなと実感しているところであります。今後も継続していく事業となっているこの「あば！P a y」が町民に普及し、魅力あるものになることを期待し質問を行います。

南種子町電子地域通貨「あば！P a y」は、南種子町町民全員を対象にした事業だと思えますが、そのカードの配布数を教えていただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 野首議員の御質問にお答えいたします。

令和5年11月27日現在になりますけれども、総配布枚数が5,396枚でございます。そのうち、再発行等の枚数が66枚となっておりますので、実際の使用可能なカードといたしましては、これを差し引きまして5,330枚ということになってございます。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） ありがとうございます。運用を開始してから3か月過ぎました

けれども、その使用率を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらも令和5年11月27日現在となっておりますが、使用可能枚数5,330枚に対しまして4,682枚が使用されております。使用率が87.84%となっております。チャージの額が2,050万円となっております。利用額のほうは1,336万円となっております。利用率が65.17%となっております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） ありがとうございます。87.84%、まだ残りが、12%余りがまだ使用されていないという感じかなと思います。

期間限定ポイントは、その期間中に1,000円以上チャージすることで受付申請が完了するシステムになっていましたが、カードを配付された町民全員に期間限定ポイントを配付すれば100%の付与率になりましたが、1,000円以上チャージすることを条件にしたのには何か意図があったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） カードを配付した町民全員にポイントを付与することも可能ではございましたが、今まで電子通貨を使ったことがない方やこれらに抵抗がある方もいらっしゃることから、簡単さや便利さを実感していただくということと、あと、慣れていただくことを含めて、また、今後、電子通貨の利用をより一層推進する上でチャージをしていただいてポイントを付与するという方法を取ったところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） カードをうまく使いこなすというためのまず第一歩としてチャージをするという操作をしていただきたいということで、そういう付与をしたということで理解をいたします。

2回の期間限定ポイントの付与がありました。1回目、2回目それぞれの付与率を教えてくださいと思います。また、受付申請されなかった年代別の割合を1回目、2回目それぞれ教えてくださいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 第1弾につきましては、付与対象者が5,318名中4,436名の方がチャージをいただきまして、付与総額が2,218万円、付与率が83.41%でございました。

受付されなかった年代別の割合ですが、10代が9.2%の方が受付をされていないということになります。20代、30代が20.9%、40代、50代で14.1%、60代、70代の方が17.0%、80代以降の方が15.8%となっているところでございます。

第2弾ですけれども、こちらについては付与対象者が5,307名、このうち3,887名の方がチャージをしていただいて、付与総額が1,166万円、付与率が73.24%でございました。

受付されなかった年代別の割合は、10代で16.8%、20代、30代で34.1%、40代、50代で22.1%、60代、70代で27.8%、80代以降で43.0%となっておりまして、1回目、2回目ともに20代、30代と80代以降の方が受けていないという方が多い状況になっているようでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） ありがとうございます。

この質問をした経緯は、やはり高齢者の方々が理解ができていないんじゃないかなということの数値的なものを聞いたところであります。

1回目より2回目のほうが申請が少なかったというのは、若干、意外な数字だなと思うところであります。

1回目で83.41%の申請があったということですが、申請されていない残りの約16%については、数値的には5,318人を基準にすると、約800人余りが申請されていなかったということになると思います。

2回目につきましては、5,307名に対しての支給率が73.24%ということは、約1,400人余りが受付申請をしていないということになっているという状況だと理解します。

高齢者のほうが理解できていないという確認を取れた根拠に、私も何人かに「あば！ P a y」カードの使用や期間限定ポイントの付与についての説明をしましたが、片仮名に慣れない年代には面倒くささが先に立って、十分に理解できていないという印象が見受けられました。

町民への周知の方法として、広報紙の折り込みや防災無線でのアナウンスだけでは行き届かない面もあったのではないかなと思います。それ以外に実施した取組があったのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 「あば！ P a y」への周知方法につきましては、広報紙の令和5年6月号と8月号に折り込みをさせていただきました。付与対象期間と最終日には、町の防災無線でも利用の周知をさせていただいたところでございます。

第2弾についても、周知の方法としては同じ方法を取ったところでございます。

第1弾の際には、電子地域通貨とはどんなものか使い方が分からないという声もございましたので、高齢者のお楽しみ会等に出向いて説明もしたところでございました。

今後は、従前の方法に加えまして、町の公式LINE等情報発信ツールを活用した周知と利用者向けの説明会等も開催を随時していきたいと思っておりますし、要望等を説明してほしいというところがあれば、こちらから出向いて説明もしていきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） できるだけ町民に周知する意味では、企画課長の努力も必要かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

100%の使用率は、配布された方々の都合もあるので不可能に近いかもしれませんが、できるだけ100%の使用率に近づける努力は必要だと考えます。

高齢者への今後の周知方法の一つとして、行政連絡員である地区公民館長や各地区公民館に配属されております支え合い支援員等にも協力を頂き、老人クラブの活動やサロンの場において説明していただくことも効果があると思いますが、どう考えるでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでの経緯については企画課長からいろいろありましたが、事前にこれをスタートする前もやはり皆さんにいろいろやっていただきたいということで「よかなっカード」を使ったり、いろいろ事前の準備をやってきました。

そして、私も自分の地元でありますけれども、大宇都公民館の高齢者の方々のサロンにも呼ばれて、いろんなことをお話をしてきましたが、そこでも、今後、国のほうがデジタル化は当然進んでいくので、やはりどうしても全町民の方々、これに慣れていただくということはどうしてもこれは避けられないということで御説明をさせていただいたところです。

そして、先ほど課長からあったとおり、高齢者お楽しみ会においても職員がわざわざカードの大きいのもつくって説明をさせていただきましたけれども、そういうことで努力は今後もしていきたいと思えます。

そして、特に若い方はすぐ使えば慣れるんだと思えますけれども、高齢者の方々の理解、そして簡単さ、便利さを知っていただくための説明会については、御要望等あればそれはいろんなやり方ができると思えますので、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 大きなパネル等を使っての説明については、高齢者の方には非常に有効な手段だったんだなと理解をするところでもあります。

次は、利用可能店舗からの話ですけれども、精算が月2回だけなので資金の運用において苦しい面があるとの声を聞きました。この話を含めて、「あば！Pay」

利用可能店舗からの改善要望が上がっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 現在まで各店舗から精算回数や資金運用に関する要望等については、こちらのほうでは受けていないところでございます。

実際、システム上、これ以上精算回数を増やすことが難しいところもございませけれども、また、昨年度実施いたしました電子クーポン「よかなっカード」の精算回数も同じように月2回というふうにさせていただいていたところでございます。

他の地域通貨では、月に1回の精算というのが主流ではございますけれども、小規模店舗の資金運用を考慮しまして、月2回というふうに、現在、しているところでございます。

また、チャージができるように設定をしていただきますと、預かり金が発生をしますので、そうすると資金運用もやりやすくなるのかなというところもございませ。

それと、利用可能店舗からの要望としては、店舗用アプリの改善要望やレシートを発行した際に期間限定までの残高等が印字されない状況等の改善の要望が来てございますので、こちらについては、随時、メーカーのほうにも改善要望を今行っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 改善要望については、よろしく対応のほどお願いしたいと思います。

「あば！P a y」は、今後も継続していく事業となっております。今後の「あば！P a y」の構想については、広報紙の折り込みチラシ等にも記載されていましたが、具体的な説明を頂ければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 基本的な部分をちょっとお話しておきたいと思います。

電子地域通貨事業におきましては、これからずっと継続、持続をしていく事業になると思います。今後も様々な取組を検討、実施をいたしますが、今回、国の補正予算を通りまして、国のほうからもまたいろんな支援策を取り組むように指示が来ております。それはもうそれぞれの市町でまた今検討をして、また追加で議員の皆様方には御提案を申し上げますけれども、そういったものについても、これを活用した取組はできるものだと思っております。そしてまた、あらゆる取組を検討、実施をして、町民が普段から御利用いただいて、やはりメリットを感じていただけるようなものに仕上げていくというのは重要なことだと思います。

いろんな御提案も頂いておりますが、やはりこのカードを使って、メリット感が

あるようなことをやらないとなかなか持続して使えていただけないんじゃないかという事は、そういう御意見も頂いております。

1つの方法としては、これを使う方については、やはりこれはもう商工会に協力ももらわないといけないんですけれども、やはり使う方と使わない方とのそういう差というか、そういうものが取り組めないかということ。

最初、取り組むときにもいろんな、これまで取り組んでいるロットちゃんカードであったりいろいろありますけれども、本来はそういうものとやはり一体化したような、それができないかということで御相談申し上げましたけれども、あともってまた質問がありますからそこで答えますけれども。そういうものにもしっかりとつながっていくようなシステムになるのが一番理想だと思います。

そして、こういう地域通貨をやっているところで、1つは、今後の高齢化が進んでくる中で、地域交通の在り方についてもいろいろ関わってくると思います。

ただ、バスを走らせるだけではなくて、それよりもタクシーの割引であったり、いろんな交通の体系の在り方があって、日本全国の中には、このカードで、とにかく最初に提示をすれば割引された料金でそれを乗れるという、そういうシステムをやっているところもありますから、使い方、ひもづけの仕方によってはいろんなことができるんだろうというふうに思います。検討する部分はかなりありますが、今の現状、そして考えられることについては、企画課長から答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ただいま、町長からもありましたとおり、この電子地域通貨事業につきましては、半永久的に継続して実施する事業となりますので、今後も様々な取組、検討を実施してまいりたいと思っておりますが、具体的には、町で実施しております高齢者元気アップ事業、ヘルスアップ事業、こういった部分のポイント事業でありますとか、結婚、出産祝い金の支給事業、これらを電子化して業務の効率化も図って、「あば！P a y」での支給ができないかというところを、今後、担当課とも協議をしていきたいというふうに考えております。

また、観光客や町外者向けのカードを発行いたしまして、観光客の利便性向上と町内の経済活性化を図るために、そういった施策も検討してまいりたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 町長がおっしゃられましたメリット感を肌で感じる事が大事だというのは、私も同感であります。そして、途中でポイントカードのことが出ましたけれども、私もその内容はこれから質問しようと思っておりましたので、その質問もこれから行いたいと思います。

「あば！P a y」カードは、南種子町民でよかったなと実感することが大事で、町民にとっては、それが魅力あるものでないとなかなか普及していかないと考えます。

例えば、南種子町商工会が実施しているロットちゃんカードとのコラボレーションですが、商工会側との調整も必要になるでしょうけれども、「あば！P a y」カードで買い物をしたらロットちゃんカードにもポイントが加算されると、こういうことも魅力を感じる一つだと思います。このことについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

南種子町商工会と外部組織などとの協力に関しましては、ロットちゃんカードとの一体化などもありまして、事業計画検討段階から事務局を商工会へお願いをした経緯がございまして、協議を実施しておりましたけれども、なかなか受けていただけませんでしたから、これは実現ができなかったところであります。ですので、現在、行政のほうでこれをやっております。

しかし、この「あば！P a y」を魅力あるものにするためには、外部組織との連携は必要不可欠なものだと考えておりますので、今後、そういう連携はしっかり図りたいと思います。

そして、何よりも外部観光客、それから来島者からも今、要望がありますので、町内の方だけではなくて、私たちもトンミー市場で買い物をするときにこれ使えないのかとか言われて、それが今のところできませんので、そういう話もあります。そこまで本当はできるようになれば、本町に来られた方々がカードを発行して、それで買い物をするということはそれにチャージをしないといけませんから、金がここに、当然、落ちているわけではあります。

うちの町としては、Aコープさんであったり、それから天空のパラダイス、ファミマさん、それからトンミー市場という、こういう大きなところが全て使えるようになっておりますので、これは非常にありがたいことで、ここが普及していくことが、このカードを普及して利用していただくことが一番だと思っております、これを使うことによって、クレジットと違って手数料も全部本町のほうにこれは入ってきますので、金が外に逃げない仕組みになりますから、そういう意味では、やはり商工会が一番やっていただければ、こういう手数料も商工会に入りますので、自分たちの運営にも関わってくるんじゃないかというふうに私は思っております、そこを今後も話は進めていきたいと。そのために商工会に協力を得て、やはり使い勝手のいいカードにしたいなというところを今、考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 町民への周知が徹底されて、今後、地元の園児から録音された「あば！P a y」のかわいい音声があちこちのレジで飛び交うことを期待し、本質問を終わりたいと思います。

最後の3点目ですが、遊具を伴う公園の設置についてということで、今年の夏頃、帰省した娘の子、お孫さんですが、と一緒にいました60代の女性との会話で、「南種子町には、子供と一緒に遊ぶところがないのよね。何とかならないの」という話をしたことがありました。公園の設置の話は、以前、議会でも取り上げられたことではありますが、子育て世帯への支援の意味合いも含め、家族の思い出に残る遊び場の設置を期待し、質問をいたします。

私の子育て時代を振り返ってみると、中種子町の太陽の里、中種子町中央公園、西之表市のわかさ公園やあっぼうランドといった公園によく行き、子供たちと楽しく遊んだ思い出を懐かしく思い浮かべることでした。

そこで町長にお伺いいたしますが、場所はともかくとして、遊具を伴う公園設置の必要性についてどう考えるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

遊具は子供たちの活動の場、遊び場としての交流を深め、ふるさとの思い出づくりの一つとして提供するとともに、体や運動能力を育む効果の期待や心身の健全育成に資するものだと思っております。

そういうことから、これまでの議会の中においても、子供たちの遊ぶ場や遊具を設置してほしいという要望はありました。それで宇宙ヶ丘公園のほうもいろいろこれまでも議論がありまして、そしてまた、いろいろな声が届けられておりました。スーパースライドも改善しておりますけど、大体が、遊具があったところが非常にくぼんだところで、何か皆さん、非常に遊びにくいところだとか、特に冬場はすぐ暗くなって冷たいところだとか、いろいろな御意見はあったところであります。

そういうことから、その当時の議会の要望も踏まえまして、去年は、以前よりあおぞら広場に遊具設置の要望がございましたので、保育園側に小規模ではありますが、現在、遊具7基を設置をしているところであります。

今後についても、これで完全だとは思っておりませんので、いろいろ御意見を賜りながら検討してまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 10月30日に開会された令和5年第4回南種子町議会臨時会において、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）が可決をされました。その

中に宇宙ヶ丘公園施設解体工事、旧ゴーカート場ですが、それが含まれておりました。旧ゴーカート場跡地の利用についてはいろんな角度から検討されていることと思います。具体的な構想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 野首議員の御質問にお答えいたします。

宇宙ヶ丘公園は、昭和62年12月に名称、面積の変更を行い、都市計画公園として設置をされ、現在まで多くの方に利用されております。

しかしながら、ゴーカートやスーパースライダー、滑り台については、平成24年頃に耐用年数や老朽化の理由により廃棄、解体をしております。複合遊具においては、さびや腐食など老朽化により、対策は取っておりましたが、子供さんがけがをする事案が発生をしたことから、令和4年度に解体をいたしました。

令和5年第4回臨時会の一般会計補正予算で計上した宇宙ヶ丘公園ゴーカート場跡地施設解体工事についてであります。解体後の活用を検討しており、その前段として、管理棟などの建物を解体をして向こうをフラットな状態に。そして、今後、スムーズに整備を進められるような整地を行う旨、説明を行ったところであります。

具体的な構想、計画案については、現在、協議を行っているところであります。施設を所管する各課長で構成する公共施設整備更新検討会を、今日も申しあげましたけれども、行っておりますので、その中で協議を行っている状況であります。

ゴーカート場跡地と遊具を設置していたところも含めて、公園の整備計画については、今後どうあるべきかについて、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 公園の設置については、大きな予算を伴うことなので、はい、分かりましたと簡単に答えが出せるものではないということは十分理解しております。

せっかくつくるからには斬新なもの、例えば、最先端の技術である3Dプリンターで制作した建造物の展示等も、これからの時代にはとても目を引く、興味のあるものだと思いますので、公園の一角にそのエリアを設けるのも面白いアイデアだと思います。

町民に家族の大切な思い出として、また、子供たちに楽しい思い出として南種子町の公園で遊んだという記憶を心に刻む環境を提供することも大切な役割だと思いますので、旧ゴーカート場跡地または宇宙ヶ丘公園やそれ以外の適切な場所に遊具を伴う公園の設置について実現に向けた検討をお願いし、本件に関する質問……。これで質問を終わりたいと思いましたが、町長のほうの答弁があるというこ

となので、この表現についてはまた後で表現したいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 最後の質問でありまして、いろいろ御提案も頂きました。

今、整地をしている段階で、協議をしているということで皆さんに申し上げましたが、今3Dプリンターのことも出たからでありますけれども、現在、3Dプリンターで建物を造るといふふうになると、大体、48時間で、50平米で、2日間、48時間で出来上がるみたいであります。

金額的に五百五、六十万円ですと、かなり安価なものです。今、資材が上がっても通常のものより安くできるみたいであります。70平米で1,000万円弱でありますので、それもこの前の出張でついでに見させていただいてきました。

そして今、内閣府におられる先生からいろいろ御提案も頂いているところでありまして、本町のほうにこれが宇宙の町としてふさわしい、そういうものを、町長、やったらどうでしょうかというものもありまして、今、今日も申し上げましたが、国の田園都市構想の計画に乗せ換えて、そして、そういう補助事業をやはりそこで使えるような今、仕組みにどうしても持っていこうとしておりまして、それがどこで本町に一番合致してやれるのか。それはそういうまた構想と、大体、具体的な提案等出てまいりましたら、議会のほうにもいろいろ御報告をさせていただいて、御相談をさせていただきたいというふうに、そういう考えは持っているところでありまして、まだ具体的なものではありませんが、本日も議員から面白い提案ということで頂きましたので、そのことについても参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 野首久教君。

○2番（野首久教君） 3Dプリンターの建造物については、アイデアとしてはどうでしょうかという話をしたところ、町長も御理解を頂いたということでとてもうれしく思うところであります。

以上で、本質問並びに私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、野首久教君の質問を終わります。

散 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日12月8日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時20分

令和5年第4回南種子町議会定例会

第 2 日

令和5年12月8日

令和5年第4回南種子町議会定例会会議録
令和5年12月8日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第44号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第2 議案第45号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第46号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第47号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第48号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第49号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 阜 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君

教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局局長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 観光経済係長	小 脇 健 作 君
くらし保健課長	木 田 美 幸 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	河 野 和 昭 君
保 育 園 長	才 川 いずみ さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 議案第44号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、議案第44号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、その後、地方税法の一部改正中、国民健康保険税に関する規定が令和6年1月1日に施行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、出産を予定するまたは出産した被保険者の国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、単胎妊娠の場合は出産前後の4か月分、多胎妊娠の場合は出産前後の6か月分を減額するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第23条第3項は、産前産後期間に係る出産被保険者の国民健康保険税の減額措置について、第1号は基礎課税額の所得割額について、第2号は基礎課税額の均等割額について、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第4号は後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、第5号は介護納付金等課税額の所得割額について、第6号は介護納付金等課税額の均等割額について、1号から6号までそれぞれ12分の1の額に単胎妊娠の場合は産前産後期間の4月、多胎妊娠の場合は産前産後期間の6月を乗じて得た額を減額するものでございます。

第25条の3は、第1項で出産被保険者に係る届出に記載すべき事項について、第2項は届出に添付する書類について、第3項は届出を出産予定の6か月前から提出できることを、第4項は第1項の届出及び第2項の添付書類において明らかにすべき事項を別の手段で確認できるときは、届出を省略することができることを定める

ものでございます。

次に、改正附則を御説明いたしますので、資料4枚目を御覧ください。

改正文附則を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和6年1月1日から施行し、適用区分として、改正後の国民健康保険税の条例は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の税について適用し、令和5年12月以前の税については、従前の例によることを定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 2点、お伺いをいたします。

まず1点目は、この減額措置によって、大体平均的な所得割で変わってきますけれども、中心的な平均額として、どれぐらいの金額ベースで減額になるのかが1点と、あと、この産前産後で単胎と多胎で4か月、5か月とあるんですが、当該年度という場合、表記があるので、例えば年度をまたぐ3月及び4月の出産時の当該年度に含まれないときの減額措置がどういうふうに対応になるのか、その2点だけです。説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、減額予定の関係でございますが、大まかではございますが、軽減措置もございまして、一般の方の減額金額で申しますと、一応、旦那さんと奥様だけの世帯でございます。この場合、奥様の分に係る1万4,868円これが均等割額の減額措置分になります。これに所得割が生じておれば、プラスで減額されるということになります。

それから、2点目の年度またぎの件でございますけれども、こちらは各年度の該当税を減額いたしますので、例えば、令和6年の3月までをまたいで、令和6年4月以降とまたぐ場合は、それぞれの年度の分の該当税目で減額をするということでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第7号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、議案第45号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第45号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、生活保護扶助費などの事業費確定に伴う国県への返還金、中央公民館屋内運動場解体工事に係る費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,235万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,719万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正については追加3件、変更2件であります。

コミュニティバス運行管理業務委託及び通学バス運行管理業務については、期間を令和6年度の1年間とし、限度額をそれぞれ設定するものでございます。

小学校デジタル教科書等のリース料については、期間を令和6年度から令和9年度の4年間とし、限度額を3,038万円とするものです。

変更2件については、入札執行等に伴い、それぞれ限度額を変更するものです。

次に、裏面をお開きください。

第3表、地方債補正については変更3件で、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますが、人件費については、職員の人事異動等に伴うものですので、説明は省略させていただきます。

それでは、10ページをお開きください。

10ページから13ページ、総務管理費については、種子島中央高校スクールバス、コミュニティバス購入費の減額が主なもので、3,331万4,000円を減額するものです。

次に、14ページから15ページ、戸籍住民基本台帳費については、マイナンバー制度システム整備業務委託が主なもので、1,300万8,000円を増額するものです。

次に、同ページから18ページ、社会福祉費については、障害者自立支援給付金など事業費確定に伴う国県への返還金が主なもので、2,834万円を増額するものです。

次に、同ページから19ページ、児童福祉費については、児童手当など扶助費が主なもので、1,003万1,000円を増額するものです。

次に、同ページから20ページ、生活保護費については、生活扶助費など事業費確定に伴う国県への返還金が主なもので、1,706万6,000円を増額するものです。

次に、22ページから25ページ、農業費については、新規就農者育成総合対策事業、農業用施設環境整備工事の減額が主なもので、1,383万円を減額するものです。

次に、同ページから26ページ林業費については、森林環境保全直接支援事業委託の減額が主なもので、232万8,000円を減額するものです。

次に、27ページから28ページ、道路橋梁費については、各事業間での組替えが主なもので、263万円を減額するものです。

次に、30ページ、教育総務費については、家族留学用家電等の購入が主なもので、1,152万7,000円を増額するものです。

次に、31ページ、小学校費については、校務用PC機器等リース料の減額が主なもので、331万4,000円を減額するものです。

次に、同ページから32ページ、中学校費については、校舎及び屋内運動場外壁爆裂調査業務委託の減額が主なもので、557万4,000円を減額するものです。

次に、同ページから34ページ、社会教育費については、中央公民館屋内運動場解体工事が主なもので、4,546万3,000円を増額するものです。

次に、37ページ、繰出金については、介護保険特別会計の減額が主なもので、524万4,000円を減額するものです。

次に、町有施設整備事業基金積立金については、町有地払下げに伴い、2,240万円を積み立てるものです。

次に、南種子町再編交付金事業基金積立金については、今年度交付内示のありました再編交付金2億4,189万2,000円のうち1億2,700万円を積み立てるものがございます。

以上が、歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため普通交付税2,676万

7,000円を増額するものです。

次に、同ページから4ページ、使用料については、観光物産館使用料が主なもので、245万7,000円を増額するものです。

次に、5ページ、国庫補助金については、特定防衛施設再編交付金が主なもので、6,906万3,000円を増額するものです。

次に、6ページ、県補助金については、新規就農者育成総合対策事業の減額が主なもので、833万3,000円を減額するものです。

次に、7ページ、財産売払収入については、町有地の払下げによるもので、2,240万円を増額するものです。

次に、同ページから8ページ、基金繰入金については、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ繰り入れるもので、1億736万9,000円を増額するものです。

次に、同ページ、雑入については、ふるさと納税中間事業者ポイント精算金が主なもので、1,598万4,000円を増額するものです。

最後に、同ページから9ページ、町債については、今回補正における各事業の財源調整に伴い、2,510万円を減額するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1 議会費、10ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の2 総務費、10ページから15ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の3 民生費、15ページから20ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の4 衛生費、20ページから22ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の6 農林水産業費、22ページから26ページ、質疑ありませんか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 24ページ、目の19農業支援対策費ですけれども、節の18番に補助金の減額が877万5,000円あります。新規農業者育成総合対策事業ということで組まれておりますけれども、この金額がなぜ減額になったのか、教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） お答えをいたします。

当初、この新規就農者育成総合対策事業については、新規就農を2名見込んでいたんですが、それが1名の見込みになったことと、あと、それに伴って、機械施設等の導入の支援をする経営発展事業というのがありまして、それを満額組んでいたんですが、その新規就農の申請者が少額で済んだため、その分で減額となっております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の7商工費、26ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の8土木費、27ページから29ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の9消防費、29ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の10教育費、30ページから36ページ、質疑ありませんか。

2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 31ページ、小学校費の目の1の学校管理費ですけれども、節の10番、需用費、修繕費として25万8,000円が計上されております。これの修繕の内容と学校名等が分かりましたら教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

小学校費の学校管理費、修繕費でございますが、島間小学校の校長室のエアコンの修繕及び大川小学校の図書館のエアコンの修繕費となっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の11災害復旧費、36ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の12公債費、36ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の13諸支出金、37ページ、質疑ありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 質疑は3回までとなっておりますので、まず、1回目の質疑です。

この諸支出金、町有施設整備事業の積立金になっています。これは、たしか大宇都のヘリポートの売却金だと思いましたが、防衛省に払い下げた土地だと思えます。これが2,240万円積み立てております。全額です。それと再編交付金、防衛省から頂くお金だと思えますが、これも全て積み立てております。この積立ても必要だと思えますが、この一部を懸案事項である給食センターの冷房設置、それから、シャッターが壊れておりますので、そういうところに活用することは考えなかったのか、町長、お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 詳細については、総務課長から答弁をさせますけれども、この積立てというのは、事業承認を受けて防衛省から認められたものを事業決定をしていきます。そして、まずは、その決定になったものを全額向こうから内示というか、2億何がしのお金は来るんですけども、それを最初から積み立てるというわけではなくて、承認になったものを1回、その分を積立金に積み立てて、そこから今度は繰り入れて使うというそういう手法を取らなければいけないようになっていますので、今回決定になったものについて、こういう積立てをしているという仕組みであります。詳しくは総務課長から答弁をさせたいと思います。

要するに、シャッターとかいろんなものについてもそうですけれども、通常予算のように、私どものほうでそれを組んで、そしてそれをやりますという類いのものでなくて、これは、防衛省と逐次やる事業については、承認決定を頂いてやり取りをしたものにしか充てることができませんので、そこについては御理解を頂きたいと思います。

先日申し上げましたが、このシャッターについては、町有でもほかの部分で対応できますので、これを使えるということになれば、その承認を得なければなりませんので、その調整は、今、作業をずっと進めておりますので、そういうことであります。シャッターについては、今のところ別の予算でしっかりやるということで指示をしておりますので、そのことについては、御理解を頂きたいと思います。流れについては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） お答えをいたします。

給食センターの車庫の修繕については、昨日、議員からの一般質問の際にも、町長が修繕をするということで答弁があったところでございますので、そのようにさせていただきますが、今、町長から説明がありましたように、財源として再編交付金を活用できないかということでございますが、車庫のシャッター修繕となりますと、維持管理の延長となりまして、単なる財源振替とみなされる関係で、再編交付

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

議員がおっしゃられるように、この再編交付金を使い勝手が悪いというのは、私も先日も申し上げましたが、私もそのように思っております。ただ、通常の各省庁の交付金なんかよりも手続が本当に煩雑でありまして、これは防衛省にも私も申し上げております。そして、何とか、今、国会議員の先生方まではそれが伝わっておりませんが、何とかこれをやっぱりもうちょっと簡素なものにしてほしいということで、これはもう私どもの町だけでないので、それは申し上げておりますので、今後もそれは伝えていきたいと思っております。

給食センターの建て替えについては、今後やらないということではなくて、これはやらなければならないと思っております。そして、福祉センターも、今、手がけているのが、高校跡地をもう解体をして、体育館、そして屋体についても耐震をやって、これをしっかりとやるということは、それで承認を頂いて進めることといたしておりますので、ただ、その2億幾らのこの再編交付金に乗せていくためには、この事業承認を今頂いているものと、それから年度調整をやっぱりやって、どこにこれをはめていくかということでもあります。

今、承認いただいたものだけが予算で積立てをまずして、そこから繰り入れてやっていくというシステムですので、まだ留保のような状態、まだ決定をしていないものが、議員がおっしゃられるように5,000万円ほどあるわけですが、これについては、今現在、この5,000万円だけの問題ではなくて、今後ももう大体2億幾らずつ毎年来るといのが決まっていますので、それを計画的に、どこで何をどういうふうに建設、あるいはこう使っていくという計画を、今、まとめているところでありますので、その中に給食センターも福祉センターも含めて、年次的な計画を、今、まとめるように指示をしておりますして、副町長以下で、今、調整をしているということで、このことについては御理解を頂きたいと思っております。

そして、やっぱり全体の向こう10か年のこの計画の中で、これを有効にやっぱり使うということ、それでソフト事業にも使いますので、それは今日、議会で頂いたことも含めて、そしてまた、議員の皆さんからもいろんな提案がございましたら、それを私どもは御意見いただければ、先日申し上げたとおり、それも踏まえてしっかり検討はさせていただきたいと思っておりますので、そのようなことで、今後、しっかりそこは調整をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 数字の見方がよく分からないので教えていただきたいんですが、この再編交付金で1億2,700万円の支出が積立金とあるんですが、この1億2,700万

円の数字、歳入のところになかなか数字が見つけれないんですが、歳入のところではどこに該当してくるのか教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 歳入では、資料5ページの国庫支出金、項の2です。国庫支出金の11の防衛施設周辺整備事業国庫補助金という形で、国庫補助金で入ってきますので、国庫補助金で計上しているということになりますので、その分になります。金額については、そのとき収入の見方によってそれぞれ変わってきていますので、今回、積み立てる額が歳出で1億2,700万円ということにしておりますので、国庫補助金で入ってきます。

○議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 頭がよくないのでよく分からないんですが、今回のこの補助金は5,483万7,000円ですよね。歳入で上がってきている金額は、積み立てる金額は1億2,700万円、この誤差はどこから出てきているのかがよく理解できないんですが、これはどういうふうに解釈したらいいのか教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） この分については、歳入で飼料・肥料価格高騰対策に6,000万円計上しております。それから、今回のアスベストの分についての増額もしておりますので、そこに合わせて合計しますと1億2,700万円、公民館の耐震改修事業ということで、既に予算を組んでおりますので、1,248万5,000円ということで予算を計上しておりますので、その分に対する残りの分がこれだけ組んであるということになります。

○議長（塩釜俊朗君） 次に、歳入、款の1町税、3ページから款の21町債、9ページまで一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第3表、地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ちょっと聞き漏らしておったわけですが、32ページ、教育費、目の3なんですけれども、学校営繕の中で、校舎及び屋外運動場の外壁爆裂調査業務委託、このことについてお伺いしたいんですが、せんだっての予算で五百幾らだったか予算計上していたと思うんです。ところが315万円を減額しているというのは、仕事というか業務を委託してやったのか、それとも、それだけの残金な

のか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 前の議会において、この爆裂の予算を計上しておりまして、そのグラウンド整地と合わせて、その執行残の減額補正ということでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、議案第46号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第46号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,049万5,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の6 県支出金につきましては、特定健康診査等負担金が主なもので、106万

1,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の他会計繰入金については、保険基盤安定繰入金の増額と未就学児均等割保険料繰入金及びその他一般会計繰入金の減額に伴い、一般会計繰入金5万6,000円を増額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金364万8,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費の徴税費については、産前産後保険料の軽減措置に対応するため、総合行政システム改修負担金を追加するもので、24万2,000円を増額するものであります。

次に、款の2保険給付費の療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費に係る診療報酬負担金1,000万円を減額するものであります。

次に、款の2保険給付費の高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費負担金1,000万円を増額するものであります。

次に、4ページから5ページ、款の6保健事業費の保健事業費につきましては、人間ドック補助金が主なもので、保健事業費合計で101万2,000円を減額するものであります。

次に、款の9諸支出金につきましては、令和4年度の事業確定に係る普通交付金精算返還金351万5,000円を追加するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、議案第47号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第47号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,425万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,192万8,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金の国庫負担金につきましては、介護給付費負担金448万2,000円を減額するものであります。

次に、款の4国庫支出金の国庫補助金については、調整交付金の減額が主なもので、国庫補助金合計で245万円を減額するものであります。

次に、款の5支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の減額が主なもので、支払基金交付金合計で652万9,000円を減額するものであります。

次に、款の6県支出金の県負担金については、介護給付費負担金288万3,000円を減額するものであります。

次に、3ページから4ページ、款の6県支出金の県補助金につきましては、地域支援事業交付金15万円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金につきましては、介護給付費繰入金が主なもので、304万4,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金については、介護保険基金繰入金483万4,000円を減額するものであります。

次に、款の13諸収入については、配食サービス事業（任意）利用者負担金が主なもので、12万1,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の2保険給付費の介護サービス等諸費については、地域密着型介護サービス給

付負担金の減額が主なもので、介護サービス等諸費合計で1,660万円を減額するものであります。

次に、5ページから6ページ、款の2保険給付費の介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防福祉用具購入負担金が主なもので、介護予防サービス等諸費合計で20万円を増額するものであります。

次に、款の2保険給付費の市町村特別給付費につきましては、介護用品支給事業委託料40万円を減額するものであります。

次に、款の2保険給付費の特定入所者介護サービス等費につきましては、特定入所者介護サービス負担金の減額が主なもので、626万円を減額するものであります。

次に、6ページから7ページ、款の5地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、通所介護相当サービス負担金の減額が主なもので、155万1,000円を減額するものであります。

次に、7ページから8ページ、款の5地域支援事業費の包括的支援事業及び任意事業につきましては、配食サービス（要介護）委託料が主なもので、35万7,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） ページで5ページ、歳出の保険給付費についてお尋ねをいたします。

ここで、居宅介護サービス及び地域密着型介護サービスが軒並み減額をされております。当初予算から5%前後、多いものには10%近い減額がされているわけですが、当初見込みより減ったということとと思われますが、これは当初予定から回数で何回ぐらい、何割ぐらいの減額になったのか、それによって介護サービス、地域密着サービスの質の低下に影響は出ていないのか、そこら辺を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） お答えいたします。

介護サービスについては、この保険給付費の中で5ページから6ページまで種類があるんですけども、これは10月までの給付実績と今後の見込みということで利用者がどのサービスを利用するかということでもありますので、ちょっと件数については、サービスの種類が相当数あって、ちょっと把握しておりませんが、実態としては、10月以降の見込みを合わせて減額にしているということでもあります。よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 詳細はなかなか、説明は多岐にわたるので大変だなというのはよく理解できます。

当初予算は組んどいて、足らなくなるよりは、やっぱりサービスを維持する上では、必要予算の見込みは、当然、必要かなと思っていますので、それはそれで構わないんですが、コロナが2類から5類になったわけで、動きも活発になってきたと。ますますこれから高齢化が進んでいって、私は、当然、ここは減額じゃなくて増えていくのかなというような捉え方をしておったんですが、逆にここは補正で減額になったということであって、今、本町の現状の高齢化が進んでいく中で介護サービスの在り方について、現状で大まかに言えば、高齢化の割には意外に見込み数字よりは、皆さん健康で頑張っていますよという見立てができるのか、いやいや、内実はもっと高齢化で、介護サービス、居宅サービスはもっともっと増えていくんだよというような方向性で見るのか、そこら辺は、この数字の上からどういうふうに捉えればいいのかなのというのがよく分からないので、担当課長はどういうふうに捉えているのか、教えていただきたいんですが。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） まず、被保険者の状況ですけれども、1号被保険者の中で認定者数については、確かに若干増加傾向にあります。現在、8期の介護計画が令和5年度で3年間終了するわけで、9期の介護計画を6年度から8年度まで、現在、アンケート結果等も踏まえながら、計画策定をしているところです。

75歳以上の団塊の世代の方が、これから介護者として認定者として増えてくるだろうということで認識はしておりますけれども、できるだけ在宅でのサービスを利用していくということで、いろんなサービスを増やしていかないということはありませんけれども、やはりサービスを利用する場合も一定の個人負担も出てくるので、町内の状況としては、ぎりぎりまで介護サービスを使わないで、年齢が来て、どうしても使わないといけないときに、いきなり介護度が3であったりとか4というふうに、高い介護度が南種子町の場合は特徴となっているので、これからのサービスの量とか規模については、第9期の中で策定をしていきますので、それが1月、2月が計画のこれから策定される時期になってくるので、その点については、また第9期の計画ができた段階で情報提供していきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第2号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、議案第48号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第48号について御説明をいたします。

議案第48号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,730万6,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1後期高齢者医療保険料については、被保険者の異動等に伴うもので、156万3,000円を増額するものであります。

次に、款の4繰入金については、事務費等繰入金の増額と保険基盤安定繰入金の減額に伴うもので、それぞれ補正をするものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金については、保険基盤安定負担金の減額が主なもので、93万5,000円を減額するものであります。

次に、款の3保健事業費については、人間ドック補助金24万1,000円を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、議案第49号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） それでは、議案第49号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和5年度南種子町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出の第2款水道事業費用、第1項営業費用について496万5,000円を減額し、2億2,578万6,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を改めるものでございます。

職員給与費を129万5,000円減額し、3,675万4,000円に改めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

2ページにつきましては、予算実施計画となっておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

予算事項別明細書について御説明いたします。

収益的支出になります。

款の2水道事業費用の項1営業費用を496万5,000円減額するものでございます。

内容につきましては、目の1 原水及び浄水費を458万円減額するもので、水源地及び浄水場の取水設備等動力費を減額し、薬品費について増額するものでございます。

目の2 配水及び給水費を80万円増額するもので、漏水工事業務委託費を増額し、量水器の取替えについて減額をするものです。

目の4 総係費については、118万5,000円減額するもので、主に人件費について減額をするものです。

次に、4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出になります。

款の4 資本的支出、項の1 建設改良費、目の1 施設改良費について補正をするものでございます。

内容につきましては、水道施設耐震化事業費の事務費であります旅費の減額と、あとは工事請負費について増額するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 4 ページです。款の4 資本的支出、目の1 施設改良費の節の37 工事請負費の件です。

水道施設耐震化事業工事となっておりますけれども、どこの施設にどんな耐震工事を行うのか教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） お答えいたします。

中央浄水場のほうで耐震化事業ということで、配水池の増築工事を令和3年度から5年度にかけて実施をしております。5年度については、第1工区から第3工区の工事請負費を発注しております。その事業実施、実績に伴う補正ということになっております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長、この水道課の職員は、昼夜24時間体制で勤務をしているようです。町民に対しては安心・安全で安定的に水を供給していると。ほとんど南種子町の場合は断水もないですね。非常にありがたく感謝をしております。

そこで質問ですが、500万円の減額、120万円の減額、それから職員給料で121万4,000円の減額をしておりますが、今あと3か月あるんですが、3月まで。これ減額をしなくて、突発的な事故に対応できるように残しておくべきだったと思うが、減額した理由です。

職員給料も121万4,000円減額しておりますが、その理由をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） お答えをいたします。

給与費の減額につきましては、8月から10月までにかけての課長兼務辞令という
ことで、その分について減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） もう一点。8番、上園和信君。もう一回、質問をお願いします。

○8番（上園和信君） 職員給料が121万4,000円減額されてはいますが、これはどういう
理由ですか。

○議長（塩釜俊朗君） この件については、今、課長が答弁をしたところでありまして、
町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 職員給与については、前課長が辞められてから、一時期、建設
課長が兼務をしておりましたので、その分の減額ではないかというふうに私は思っ
ております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 水道課で減額措置がなされておって、動力費が主な減額の内容
になっております。事務的処理としては全然問題はないんだろうと私は思っている
んですが、本町の水道事業、有収率が非常に低いんです。たしか75%ぐらいしかなか
ったと思うんですが、水を作って送っても送っても、漏水が頻繁に起こっている
という状況が、この間ずっと続いているわけで、やはり漏水対策は本町の水道事業に
とっては大変重要なことだなというふうに捉えております。

僅か400万円か500万円かの予算で漏水工事等はなかなかできないのかなと思っ
ておるんですが、この予算を漏水がどこにあるかという調査作業等の経費に使って、
本町の漏水を一刻でも少なくするというような対策を取ってもいいのかなと、逆に
できないのかなと思ったりするんですが、こちら辺、水道課長は就任されて間もな
くでよく分からないんですが、町長、これはどういうふうに捉えたらいいのか、で
きないものか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 漏水も、本町においては件数的にはそんなに発生をしておりま
せんでしたので、本当にありがたいことなんですけれども、漏水になった場合につ
いては、第一報を頂いて、そしてまた年間を通して、今まで関係する業者さんに入
札をいたしまして請けていただいております。なかなかもう年中拘束をされる状
態で、業者さんのほうも大変だということで、これは建設業界のほうにもお願いを
いたしまして、何とか、やっぱりそういう資格を持っているところもありますので、

協力しながら、期間を分けてでもそういう担当、あれができないかということで、今年度、ちょっとそこら辺については改善をいたしました。

また、漏水の事前の予防といいますか、調査というのは、どの辺までできるかというのは私もよく分かりませんが、そういう調査、できるだけそういうものが起こらないようなそういうのができるのであれば、ちょっとまた業界の方々にも実態としてどうなのか、そういうことができるのかどうか、私どももそれは確認をしてみないと分かりませんので、いろいろお話はちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 漏水が目視できるところは、もちろん即対応してもらっているので、全然問題ないと。それによる漏水率は非常に少ないだろうというふうに思っています。ただ目に見えないところで、本町の場合はもう水道事業、長年経過していますから、配水管があちこちで傷んでいると。ところが、なかなか目視できないと、どこで漏水が発生しているかというのも分からないので、水道課としては古い配水管のところから集中的に点検をしていって、漏水を配水管の入替え工事で有収率を上げていくという対策を取っていますという答弁を前にも頂いておるんですが、なかなかやっぱり相当数の水が目に見えないところから漏れていっているわけですよ、間違いなく。

これが、水を作っても作ってもなかなか、本町の場合は水源が枯渇することがないということなので、一つの安心感はあるんですが、やっぱり古い埋設管をやり直すには相当金額もかかるということですので、やっぱり地道に、さっき町長が言ったように業界の方にも相談をして、何とかして目に見えていない漏水を食い止めていくと、有収率を少しでも上げるということをやっていないと、なかなか本町の水道が黒字に転じることはないとしても解消、運営としてはちょっとでも改善するのかなと思ったりもするものですから、そこら辺の対応がやっぱり必要ではないかなということで、町長にお尋ねをしたわけです。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 水道というのは、万一のことがあって皆さんに供給できないようなことがあれば大変なことになりますし、一番の部署だと思っております。これまでの歴代の課長さん方も、そこら辺については、一応、改善できるところについてはいろいろ今までも改善をしながら、そしてまた、私どもの自治体だけでまたこれも対応できるものでもないもので、いろんなこれまでの在り方、システムについても、業者さんにもどうしても御協力を頂かなければならないところもありますので、今後も、やっぱりこういう抑止ができる部分と、そしてまたそういう事態があった

ときの対応について、スピーディーに、そしてまた協力をしながらしっかりできるような体制というのは、課長もしっかり引き継がれていると思いますし、今後も、それぞれの職員一緒になってそこら辺については改善をしていくということで、そういう考えは持っておりますので、今後とも御理解を頂きたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。（「議長、休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午前11時06分

再開 午前11時12分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第7、同意第18号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第18号について御説明を申し上げます。

同意第18号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町荃永768番地2、氏名は石堂裕司、昭和49年8月9日生まれでございます。

本件は、令和5年12月31日付で前任者が任期満了となるため、石堂裕司氏を新たに選任いたしたく、お願いをするものでございます。

適任者と認め提案いたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから同意第18号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、4番、福島照男君、5番、名越多喜子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1番	川内田行博議員	2番	野首久教議員
3番	平島強議員	4番	福島照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田博議員
7番	大崎照男議員	8番	上園和信議員
9番	濱田一徳議員		

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。4番、福島照男君、5番、名越多喜子さん、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成6票、反対3票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第18号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

散 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月15日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時21分

令和5年第4回南種子町議会定例会

第 3 日

令和5年12月15日

令和5年第4回南種子町議会定例会会議録
令和5年12月15日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第50号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第51号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第52号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第53号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第54号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第55号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第56号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第57号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第58号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第59号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）
- 日程第14 発言取消し申し出について
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第16 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行博 君	2番	野首久教 君
3番	平 嶋 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 企画開発係長	立 石 勝 行 君
くらし保健課長	木 田 美 幸 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	河 野 和 昭 君
保 育 園 長	才 川 い ず み さん	教育委員会管理課長兼 給食センター 長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、町長提出の追加議案第50号から第59号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件5件、予算案件5件の計10件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第50号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業した会計年度任用職員においても期末手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第51号は、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、令和5年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、パートタイムの会計年度任用職員の月額報酬及び期末手当の支給月数の引上げと、地方自治法の改正等により、令和6年度から新たに一般職の職員と同じ支給月数の勤勉手当を支給することや、厚生労働省が定める同一労働同一賃金ガイドラインに基づく取組として、期末手当についても同様に一般職の職員と同じ支給月数に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、これまでの特別職の期末手当において、本町は国・県及び他自治体と異なる対応により十数年据置きとしていたことから、今回、人事院勧告に伴う期末手当との差額分を見直し、国・県及び他の自治体の年間支給月数に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第53号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、令和5年の人事院勧告に基づく月例給の引上げ、期末及び勤勉手当の年間支給月数の引上げについて、国に準じた措置を講ずるため、所要の改

正を行うものでございます。

議案第54号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。今回の改正は、令和5年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、フルタイムの会計年度任用職員の月例給及び期末手当の支給月数の引上げと、地方自治法の改正等により令和6年度から新たに一般職の職員と同じ支給月数の勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第55号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第8号）でございます。1億3,412万2,000円を追加し、総額69億5,131万2,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、普通交付税、重点支援地方交付金でございます。

歳出については、南種子町職員の給与等の補正、エネルギー等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者を支援するため、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付金や町独自の子育て応援給付金、省エネ家電製品購入支援補助金、保育や介護サービス事業所への支援補助金、普通作物運送事業者や交通・物流事業者等への支援補助金が主なものでございます。

議案第56号は、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）でございます。職員給与等の増額に伴うもので、102万円を追加し、8億4,151万5,000円とするものでございます。

議案第57号は、令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）でございます。職員給与等の増額に伴うもので、83万6,000円を追加し、7億3,276万4,000円とするものでございます。

議案第58号は、令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）でございます。職員給与等の増額に伴うもので、13万8,000円を追加し、9,744万4,000円とするものでございます。

議案第59号は、令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。職員給与等の増額に伴うもので、事業活動に伴う収益的収入で160万円、支出で69万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第50号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、議案第50号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第50号について御説明申し上げます。

議案第50号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第19号でございしますが、令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業した会計年度任用職員におきましても期末手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第7条第2項は、育児休業した会計年度任用職員におきましても期末手当の支給を可能となったため、支給を制限していた規定を削り、整備するものでございます。

第8条は、前条の規定整備に伴い改正するものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について説明をいたします。

改正条例をお開きください。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、議案第51号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号は、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和5年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、パートタイムの会計年度任用職員の月額報酬及び期末手当の支給月数の引上げと、地方自治法（第203条の2第4項）の改正及び総務省の「助言」の変更により、令和6年度から新たに一般職の職員と同じ支給月数の勤勉手当を支給することや、厚生労働省が定める同一労働同一賃金ガイドラインに基づく取組としまして、期末手当についても同様に一般職の職員と同じ支給月数に引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表を御覧ください。

1ページの第1条関係の第8条第1項第2号は、令和5年度の人事院勧告に基づく期末手当の支給率の引上げ相当分を改正するもので、「100分の72.5」を「100分の77.5」に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第2条関係ですが、勤勉手当が支給可能となるために、題名に「勤勉手当」を加え改めるものでございます。

第3条第2項は、支給対象として勤勉手当を加えるものです。

第8条第1項第2号は、厚生労働省が定める同一労働同一賃金ガイドラインに基づく取組として、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当の支給率を、一般職の職員及びフルタイム職員と同様の支給月数へ「100分の77.5」から「100分の122.5」へ引き上げる規定を定めるものでございます。

第8条の2は、勤勉手当を支給する規程を加えるもので、支給月数については、先ほどと同様に一般職の職員並みとするものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の2ページをお開きください。

附則第1条第1項は、施行期日について、この条例中、第1条の規定は公布の日

からとし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

第2項は、第1条改正に伴う人事院勧告に基づく期末手当の引上げについては、令和5年12月1日から適用するものとしております。

附則第2条は、改正前の報酬条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の報酬条例の規定による給与の内払いとみなすものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 期末手当と勤勉手当ということで、この両方が支給されるという条例だと思います。期末手当が6月1日と12月1日、併せて勤勉手当も6月1日と12月1日に一緒に支給されると理解します。勤勉手当の占める額がどれくらいになるのかというのを確認する意味で質問しますが、この勤勉手当が追加されたのと、されないのでは、単純にどれだけの差になるのかというのが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） これについて、個人の給料の月額でいうと77.5%ということになりますので、15万程度の77%ということになります。11万6,250円程度ということになると思っております。あと、これが期末手当でいくと、全体の反映状況の予算額としましては、34万3,698円相当上がるということで試算はされております。以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 私がちょっと確認したいのは、ただ30万円もらっている人が期末手当分だけの支給の場合と、期末手当と勤勉手当を、勤勉手当が追加された場合にはどれだけ金額が上がるんですかという質問です。お願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 期末手当については0.0775ですので、15万円の人が先ほど言った金額になります。勤勉手当についてはゼロだったものが1.025になりますので、ですから、合わせると3.55になります。1.75やな。1年間じゃなくて、1回にということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）6月期でもよろしいでしょうか。15万円の基本給で逆算しますと37万8,750円、1.75月ということになります。一人の基本給でそれぞれ違いますので、そういう試算になります。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、議案第52号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第52号について御説明いたします。

議案第52号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

今回の改正は、これまで本町の特別職の期末手当においても、国・県及び他の自治体と異なる対応により十数年据置きしてきたことから、今回、人事院勧告に伴う期末手当の差額分を見直し、国・県及び他の自治体に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

特別職は、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案においては、一般職の職員の例によるとされた期末手当について、読替規定による割合が、令和5年12月期「100分の165」を「100分の175」、令和6年6月期以降「100分の175」を「100分の170」と改正されているところでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

1ページの第2条第6項は、期末手当の支給率を6月に「100分の140」、12月に「100分の155」としておりましたが、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案において、一般職の職員の例によるとされた期末手当について、読替規定による割

合が、令和5年12月期「100分の165」から「100分の175」、令和6年6月期以降「100分の175」から「100分の170」と改正されているところであり、また、国、県、鹿児島市、県内の類似団体等も100分の170に規定を整備することとしておりますので、本町においても同様に100分の170に支給月数を改めるものでございます。

次に、附則において御説明しますので、改正条例の1ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は公布の日から施行し、改正後の町長等の給与等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとしております。

附則第2条は、改正前の町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものとしております。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） これは、人事院勧告に準じた期末手当の引上げということでしょうか。町長は令和6年の1月1日からの何か引上げを考えていたようですが、遡って引き上げるということで、これは正解だと、このように感じる場所でございます。提案は町長がしますが、この決定は議会がするというところでございます。

次、質疑に移りますが、これは、町長にも議会議員にも解釈のしよによっては影響することです。在職期間には、以前の町長等としての在職期間並びに一般南種子町職員給与条例の規定の適用を受ける職員——一般職員ですね。それから、議会議員としての在職期間を通算するというふうになっていますよね。この解釈を副町長か総務課長にお願いをしたい。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） お答えしたいと思います。

支給月数については、6月1日時点においての規定がございまして、6月1日と12月1日の職員の在職期間というのが、おっしゃるとおりでございます。その中において、支給割合については月数で条例で定められておりますので、それに基づいて、1月から5月までの六月間と、12月からですね。そういうことになって月数の減額規定が条例で定められておりますので、それで対応するというところよろしいでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 明確に在職期間には、以前の町長等としての在職期間並びに一

般南種子町職員給与条例の規定の適用を受ける職員、一般職員という。それから、議会の議員としての在職期間を通算するというふうに明確に示されているんですよ。私はその解釈を聞きたいんです。納得のいく解釈。

○議長（塩釜俊朗君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時31分

○議長（塩釜俊朗君） それでは、休憩を閉じて再開します。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 第2条の町長の給与等の第6号についての御質問でございましたけども、規定どおり基準日以前の6か月以内の期間に在職したかどうかということで、それから、4号のそれぞれの率を計算して公布する、支給するという事になっております。ですので、基準日以前の6か月以内の在職期間に合わせて、それぞれの比率が1項から4号の中で定められているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 直接この町長給与等条例に関する質問ではありませんが、私は、これ議案には賛成なんですけど、関連してなかなかお尋ねする機会がないものですから、議長、関連質問ということでお許しをお願いしたいんですが。

議員報酬についても、私がかねがね皆さんと話す中で、そろそろ上げをしてもいいのかなというような話もするわけですが、選挙が終わったばかりでございます。次期の選挙に向けて、次期選挙の前年ぐらいまでには改定をして、町民からの選挙で審判を仰ぐというのが議会制民主主義の王道かなちゅうふうに思っているんですが、これは、議員報酬については議会内での審議で決めていくものというふうに認識をしていますが、財政を預かる最高責任者として、議員報酬を上げて、町財政に大きな負担をかけるというようなことであってはまもらないわけでございまして、そこら辺は、財政を預かる最高責任者としての、今、何か議員報酬を、それは極端に上げるということもないとは現実的ではないかと思うんですが、そこら辺について財政の面から見たときに、現時点で、町長、どのような見解をお持ちなのかな。なかなかこういう機会がありませんので、今回いい機会ですので、ぜひお聞かせ願えればなと思うところです。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今回は、経済の状況もあつたりして、どこの町村長もほとんど

が県内、まあ幾つかは今度、給与そのものを引き上げるところもあるんですけども、ちょっと二の足を踏んでいるような状態です。もうかなりの長期間、議会議員も、それから、この町三役のほうも報酬等変わっておりませんので、ここについては、町村会あたりでも少し見直しをやっぱり考えるべきだということ是被われております。今回は、他市町村については、これまでの人勧に基づいて、やっぱりこの期末手当なんかの率についても毎年見直しをされてきていますので、ただ、本町はこれをやってきておりませんでしたから、もうばらついている状態でした。それで、まずは、私としては、今回そこを全国の町村としっかりとやっぱりそれに習った形には戻しておくべきだというふうに思いましたので、今回こういう提案をさせていただいて、まずは、ほかの自治体と同じようなところでしっかりと、まずそこを整理しないといけないということでもあります。

この本体の、まあ議会議員もそうですけれども、報酬と、それから三役の給与等については、やっぱり報酬等審議会に諮って、諮問をして、答申を得て、そしてまた、それを議会の皆さんにも報告をし、そしてまた議論をしてもらう必要があると思います。

先日、報道もされましたけれども、始良で大幅な引上げを今度もう検討を始めました。鹿児島市に次いで、大体もう議員報酬が10万円ほどアップということですから、やっぱり将来の議員の成り手不足、そして、やっぱりそれぞれの町がまちづくりをする上において、全く政治離れをしているということについては、これはもうやっぱり深刻な問題だと思いますので、私としても若い方々がやっぱり政治に関心を持っていただいて、それにも参加をする、そして、多くの町民の皆さんがやっぱりここに、自分のまちづくりに参画できる環境を整えていくということは重要だと思いますので、それは、今ちょうど選挙が終わって1年弱ですので、ちょっとしかるべきときに諮問をしなければならんかなというふうには思っております。その間、いろんな市町村の動きがこれから出てくると思いますので、議会のほうにおいてもそういう議論はやっぱりされたほうが私もいいのかなというふうに思っていますし、ちょうど選挙の直前というわけにはまいらないので、やっぱり来年あたりからそういう議論を始めて、どこかの時点で報酬等審議会の開催を求めていきたいと、そのような考えを持っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、議案第53号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は、「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならない」と規定されております。

人事委員会を置かない自治体においては、人事院の給与勧告に伴い、毎年、給与の改正を実施しておりますが、本町においても、これまで人事院勧告に基づき改正を行ってきたところでございます。

今回の改正につきましても、令和5年の人事院勧告に基づき、月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条関係による改正について御説明いたします。

第6条の3、初任給調整手当を第1号の規定によるものについては、医療職給料表1の適用を受ける職の月額で「41万4,800円」を「41万5,600円」に改め、第2号の規定によるものは、月額「5万600円」を「5万1,100円」に改めるものでございます。

16条第2項は、期末手当の支給月を「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改

めるものでございます。

2ページをお開きください。

第17条第2項は、勤勉手当を、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改めるものでございます。

別表については、それぞれ人事院勧告に準じるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第2条関係による改正について御説明いたします。

第16条第2項は、期末手当の支給月を「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の122.5」に改め、第3号の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。

第17条第2項第1号は、勤勉手当の支給率について、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、第2号の定年前再任用短時間勤務職員について、「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改めるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の20ページをお開きください。

附則第1条第1項は、施行期日について、この条例中、第1条の規定は公布の日からとし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものとしております。

附則第1条第2項は、第1条改正に伴う初任給調整手当、月例給の引上げについては、令和5年4月1日から適用するものとしております。

附則第1条第3項は、第1条改正に伴う期末・勤勉手当の引上げ率については、令和5年12月1日から適用するものとしております。

附則第2条は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものとしております。

第3条は、規則への委任でありまして、必要な事項は規則で定めることとしております。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、議案第54号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第54号について御説明申し上げます。

議案第54号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和5年度人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、フルタイムの会計年度任用職員の月例給及び期末手当の支給月数の引上げと、地方自治法の改正及び総務省の「助言」の変更により、令和6年度から新たに一般職の職員と同じ支給月数の勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第4条は、勤勉手当を支給対象に加える例規の整備であります。

次に、「第20条」を「第21条」とし、19条の次に勤勉手当の支給に伴う条文を加えるものでございます。

別表第1の給与表については、人事院勧告に準ずるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の7ページをお開きください。

附則第1条第1項は、施行期日について、この条例は公布の日から施行することとし、勤勉手当の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第1条第2項は、月例給の引上げについて、令和5年4月1日から適用する

ものとしております。

附則第2条は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正前の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものとしております。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 会計年度任用職員の給与が大幅に改善されるということで、非常にありがたいことではありますが、この条例を見ると、給与、給与、給与、下に別表第1、1級、2級、給料月額、給料月額となっていますが、この給与と給料の違いは、どのように違うのかですね。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 給与については、諸手当が含まれて給与と呼びます。給料というのは、月額報酬のここに書いてある給料、俗に言う基本給という解釈でよろしいかと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を11時とします。

—————・—————
休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第55号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第7、議案第55号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第55号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、先ほど議決いただきました議案第51号から54号の給与等に関する条例の一部を改正する条例に伴う給与等の補正、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した事業に伴うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,412万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,131万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をいたしますが、人件費については、給与改定等に伴うものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

4ページから5ページ、総務管理費については、交通・流通事業者物価高騰支援補助金が主なもので、976万1,000円を増額するものです。

次に、7ページから8ページ、社会福祉費については、電力・ガス・食料品等物価高騰支援給付金が主なもので、8,381万7,000円を増額するものです。

次に、同ページから9ページ、児童福祉費については、子育て応援給付金が主なもので、1,129万2,000円を増額するものです。

次に、同ページから10ページ、清掃費については、省エネ家電製品購入促進補助金が主なもので、507万1,000円を増額するものです。

次に、同ページから11ページ、農業費については、普通作物運送事業者物価高騰支援補助金が主なもので、473万5,000円を増額するものです。

次に、12ページ、水産業費については、漁業者物価高騰支援補助金が主なもので、443万6,000円を増額するものです。

次に、18ページをお開きください。

公営企業費については、水道事業会計物価高騰支援補助金によるもので、160万円を増額するものです。

次に、繰出金については、各特別会計への繰出しによるもので、173万9,000円を増額するものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税2,348万1,000円を増額するものです。

次に、国庫補助金については、重点支援地方交付金が主なもので、1億914万1,000円を増額するものです。

最後に、県補助金については、移住就業・起業支援補助金によるもので、150万円を増額するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 質疑全般ということですので、私、たくさん質問がありますが、3回の機会に聞けるかどうか。

まず、総務管理費のところでの交通・物流事業者物価高騰支援補助金、これほどこどこの業者に行くのか、業者数を教えてほしいのと、それから、移住就業・起業支援補助金、これの事業概要を教えてください。

それと、もう一つは、ここは8ページ、社会福祉費、扶助費で電力・ガス・食料品等物価高騰支援金と書いています。こういうふうに書かれると、単なる低所得者支援金という説明でもいいのかと思っているんですが、それは別といたしまして、この7,700万円の支給額、1戸当たり多分7万円ぐらいの支給だと思うんですが、1,100世帯あります。本町の世帯数、三千四、五百として、約3分の1の世帯が対象になるのかなと思っていますが、要は、本町の低所得世帯が3分の1もいるという実態がありまして、やっぱり行政、議会一緒になって、この低所得者世帯の減少に努めることが最大の責務かなと思っています。多分本町の高齢化が進みますので、多分高齢低所得世帯はますます増えていくんだろうと思うんですが、ここら辺については、町長は常日頃頑張って努力されておりますが、実際に目の当たりにして、3分の1の世帯が低所得だと、低所得世帯であるということについて、やっぱり何としても一世帯でも減らす努力をしていただきたいなというところでの町長の答弁は、ここはいただきたいなと思っています。

それから、10ページの清掃費、省エネ家電製品の補助金があります。これの中身がよく分からないので、教えてください。

あと、その下で、農業費、普通作物運送事業物価高騰支援補助金というのがございます。多分さとうきびの運搬費用の補助金かなとは想定はするんですが、この中

身を教えてください。同じく漁業者の物価支援もよろしく願いをします。

それと、一番最後に、水道事業会計物価高騰支援補助金というのが160万円計上されております。水道事業の中身を見ると、160万円入ってきているんですが、人件費が69万6,000円ということで、160万円のうちの69万6,000円しか今のところ使用用途が明示されていないんですが、物価高騰支援金という支出がいいのかどうかよく私、分からないんですが、ここら辺の説明。物価高騰支援金よりも通常の一般予算からの支出でもいいのかなと思ったりするんですが、ここら辺よく分からなかったので、一回説明をお願いします。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 中身の詳細については、後もって、この取りまとめを企画課のほうでやっておりますので、概要説明させたいと思います。

先ほどありましたこれは、国からの物価高騰対応の重点支援地方交付金というものが、それぞれの自治体に示されましたので、やっているところは、この前もまたプレミアム付きの商品券を配ったりするところがあります。それによって渋滞を起こしたとか、そういう課題もいろいろあるようですけど、私どももこれまで第2弾まで「あば！ P a y」のほうをやっておりますので、同じことというよりも、今回は、この中に一番国のほうでも示されておりますのが、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付ということでありまして。何か新聞報道でもありましたが、年内支給が6割以上7割近くができないような話をされていますけども、オンラインでの会議の中においても、河野大臣のほうからは年内支給をやれと。官僚もかなり言われておりました。自治体のほうから課題がそのときにもいろいろ出ているわけでありまして、私どもは何とか年内支給をしたいということで、今、準備を進めております。これは1世帯当たり7万円給付でありますけれども、要は、今日の議会を通して準備をいたしますが、この通知を、まず、その世帯の皆さんに出さなければなりません。これを出すんですけれども、先般も同僚議員から質問がありましたが、郵便局にこれを出すと、一回全部鹿児島に送られるんですよ。それが返ってきて、それで、中種子町に届いて、それから配達をされて、それを見てから、中にはそれを拒否される方もいるので、そこをしっかりと確認をした中で、今度は私ども支給のほうに入らないといけませんので、日数がかかなりかかるんです。これはまた月曜日、森山事務所にも行きますので、国会議員の先生方にもこういう事情があるということで、国がやろうとしても、非常にこういう、郵便局がもうさらに環境悪くなっているような状況の中では難しくなりますので、ここについては改善の申入れをしたいというふうに思います。しかしながら、それを今日、この議会の議決を得ました

ら、早急に対応をして、そして、最短でやった場合に、私どもの町では28日の給付ができるんじゃないかということで、何とかそれに間に合わせたいということで、今、準備をしております。

その中で、今度は、子育て応援給付金というのがありますが、先ほどの7万円は住民税非課税世帯に対する給付でありますので、この子育て応援給付金は、住民税課税非課税関係なく、児童一人当たり1万円を給付をするということで、これは、「あば！Pay」を利用させたいと思っております。

そして、交通・物流事業者の物価高騰支援については、これは国のほうと、そしてまた、こういう業界、いろんなところからも要請が来ておりますが、これまでなかなかそこまでの、これだけの燃油高騰、物価高騰、これに対する対応がなかなかどこもやりきれていない部分がありましたので、今回、個々の支援を今回の交付金の中で考えたいということで、台数についても後もって報告をしたいと思っております。

そして、普通作物についても、これはもうさとうきびであったり、それから、ここに書いている米、さつまいも、これを運搬・運送をしてくれる事業者さんがおりますけれども、ここの部分の支援ということで、ここはここで、農業のこれまでの支援とは別で、そこに関わるその部分の支援を考えたいと思っております。

あと、漁業者についても一度以前もやりましたけれども、やっぱり燃油の関係、かなりの影響を受けておりますので、その関係での支援というふうになっております。

あと、省エネについては、これは、省エネ基準達成率100%以上の家電製品ということになっておりまして、既に九州管内でもこれをやっている大きなところはあります。これをいろんな支援策を今度打ち出しましたが、町内の事業者で対応をできる範囲ということで、今回は500万円予算を組ませていただいております。要するに、ここの省エネ対策、環境対策、そこにもつながるような施策ということで、今回これを組み立てをさせていただきました。

あと、移住就業・起業支援については、前回の7号補正の後に何か本人さんからも相談があって、それで、県のほうにも担当のほうで確認をしたようでありまして、国への実績報告が2月末であるということで、これ対応可能ということで、今回この事業を組んでいるというふうな内容になっているようでありまして、ちょっとそれぞれの事業の詳細については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画開発係長、立石勝行君。

○企画課企画開発係長（立石勝行君） まず、企画費の交通・物流事業者物価高騰支援補助金についてですが、事業者数については、延べで27事業者程度になるかと思込

んでおります。対象としては、一般貨物運送事業、貨物系自動車運送業、一般乗用旅客自動車業、一般貸切旅客自動車業についての対象としている予定です。台数については、見込みとして95台程度ということで見込んでいるところであります。

続いて、移住就業・起業支援補助金の事業内容についてですが、こちらについては、鹿児島県と共同で、地方版の総合戦略に基づいて県と共同で行う事業になっております。町内に移住し就業した方に対して助成金を支給するという形の事業内容となっております。

○議長（塩釜俊朗君）　　暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君）　南種子町省エネ家電製品購入促進事業の事業概要ですけれども、国の補正予算である重点支援地方交付金を活用した実施する事業で、省エネ家電等への買替え促進による生活者支援を目的としております。対象製品の種類は、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、LED照明器具などの9種類となっております。補助の対象者は、申請日時点において、南種子町の住民基本台帳に記録をされている者で、南種子町内で省エネ家電製品を購入した人を対象としております。補助金の額は、省エネ家電製品の購入に要した経費の3分の2としておりまして、1世帯当たりの上限額を20万円ということで設定をしております。また、補助金の支給につきましては、5万円に達するまでは南種子町電子地域通貨「あば！Pay」による期間限定の付与ということで行うように考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君）　　福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君）　電力・ガス・食料等価格高騰重点支援給付金ですが、これについては、6月から11月までも同様の名称の給付金、1世帯3万円のほうを支給しております。これに対する追加的支給ということで、7万円ということで、世帯数を1,100世帯というふうに見込んでおります。この内訳については、前回の3万円の給付を行った世帯については、こちらのほうから支給の申込みをして、本人のほうから支給の辞退とか、あと、振込口座の変更等の受付をまずして、それをもって12月の28日にその対象者の口座に振込むということをするプッシュ型という支給法があるんですが、それが915世帯を見込んでおります。

そのほかの税務のほうの情報で、非課税世帯でこれまでこういう給付金をもらっていない世帯については、本人からの確認書の提出が必要ですので、そういう対象の世帯が38世帯。そのほか、あと、未申告の世帯とか、転入等でこちらに課税状況のデータのない世帯等がありますので、それが143世帯ということで、全体で1,106世帯ありますので、そういう形で見込みとして1,100世帯の7,700万円の予算を計上しているものであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） お答えをいたします。

まず、10ページの普通作物運送事業者物価高騰支援補助金ですが、先ほど町長のほうからも述べられましたが、燃油等が高騰している中、大変運送業が厳しい状況にあります。その中でも農産物、特にさとうきび、甘しょなどの運送については、なかなか運送料金も上がらず、大変厳しい状況にあるということで、この国の交付金を活用して、貨物軽自動車を除く貨物自動車でも農産物を運搬する車両に対して支援を行うものです。事業者については4事業者、車両については35台を予定しております。

あと、12ページの漁業者物価高騰支援補助金については、以前も行ったんですが、燃料をはじめ、網やロープなどの資材も高騰しているという状況で、漁業者に対しての支援対策となります。水揚げ日数や水揚げ金額に応じて支給をすることとしております。漁業者については47名を予定をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） お答えをいたします。

まず、国の重点支援地方交付金につきましては、生活者支援の部分と、あと、事業者支援の部分がございます。その中で、地方公共団体が運営する公営企業や、直接住民の用に供する施設における活用も可能ということで、事業者支援の部分で活用させていただいております。その中にエネルギー価格高騰対策支援というのがございますので、この部分で令和3年度と令和4年度、原水費と上水費の動力費に関して、その分の差額分について、支援金として町のほうに入ってきておりますので、その分を水道事業のほうに繰り入れるということになっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。（発言する者あり）討論が始まりましたので、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第8、議案第56号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第56号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、先ほど議決をいただきました議案第53号、54号の南種子町職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い補正をするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,151万5,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の6 県支出金につきましては、国民健康保険保険者努力支援交付金が主なもので、10万8,000円を増額するものであります。

次に、款の10繰入金につきましては、職員給与費等繰入金が主なもので、91万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1 総務費については、職員給料及び諸手当が主なもので、総務費合計で82万4,000円を増額するものであります。

次に、4ページから5ページ、款の6 保健事業については、会計年度任用職員の給料が主なもので、保健事業費合計で19万6,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第9、議案第57号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第57号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、議案第53号、54号で議決をいただきました南種子町職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い補正をするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,276万4,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金及び款の6県支出金につきましては、地域支援事業交付金をそれぞれ増額するものでございます。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金につきましては、給与費等繰入金が主なもので、68万9,000円を増額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、介護保険基金繰入金4万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4 ページをお開きください。

款の1 総務費については、職員給料及び諸手当が主なもので、総務費合計で65万4,000円を増額するものであります。

次に、款の5 地域支援事業費については、会計年度任用職員の給料及び職員手当に伴うもので、18万2,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第10、議案第58号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第58号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、議案第53号で議決をいただきました南種子町職員の給与改定等に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,744万4,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4繰入金につきましては、事務費等繰入金13万8,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費については、職員給料及び諸手当が主なもので、13万6,000円を増額するものであります。

次に、款の3保健事業費については、職員の時間外手当2,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第11、議案第59号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） それでは、議案第59号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、エネルギー価格高騰対策支援に伴う重点支援地方交付金について、一般会計からの繰入金と、議案第53号で議決をいただきました南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に基づき、職員給与費を改めるものです。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第2条は、令和5年度南種子町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するものです。収入を160万円増額をし、2億6,893万6,000円とし、支出の第2款水道事業費用、第1項営業費用を69万6,000円増額し、水道事業費用を2億4,887万5,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ利用することのできない経費でございます、予算第8条に定めた経費の金額を改めるものでございます。職員給与費を69万6,000円増額し、3,745万円に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

予算実施計画になりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

予算事項別明細書について御説明いたします。

まず、資本的収入、款の1水道事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金について、価格高騰対策支援に伴う重点支援地方交付金について、一般会計からの繰入金を160万円補正するものです。

次に、収益的支出、款の2水道事業費用、項の1営業費用、目の4総係費について、給料、手当、法定福利費を69万6,000円増額補正するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第12、発議第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。南種子町議会議員、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○6番（柳田 博君） 発議第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

発議第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び南種子町議会会議規則第14条第1項の規定により提出するものでございます。

提出者は、南種子町議会議員、柳田 博、賛成者は、南種子町議会議員、名越多喜子、同、濱田一徳、同、大崎照男、同、福島照男であります。

本条例は、令和5年給与改定に伴う人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定するものであります。

議員の期末手当支給率については、人事院勧告に基づき実施してきておりましたが、ここ十数年、据置きにしてきており、県内の類似団体の中でも一番低い支給率となっておりましたので、今回の改正に合わせて、他の団体に準ずる形で見直しをし、改正するものであります。

新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第6条第2項中、「6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の155」を「100分の170」に改正するものであります。

今までは、6月と12月の支給率が違っておりましたが、県内でも同率になっているところが多いことから、今回の改正で同率にするものであります。

条文をお開きください。

附則については、第1条で、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

第2条では、改正前に支給された議員報酬については、改正後の規定による内払いとすることとしております。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第13、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会の所管事務調査の報告について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、大崎照男君。

[大崎照男総務文教委員会委員長登壇]

- 総務文教委員会委員長（大崎照男君） 総務文教委員会委員長報告（所管事務調査）。

総務文教委員会委員長、大崎照男。

当委員会が、閉会中の継続調査として、第2回定例会において許可をいただいております防災に関する調査について報告いたします。

当委員会は、令和5年11月2日、第1委員会室において、全委員出席の下、調査の内容・期日等について協議を行い、令和5年11月13日9時より調査を行うことと決定しました。

調査内容については、第1委員会室において、総務課長、消防交通係長、消防交通係に出席をいただき、防災に関する取組等の概要について、係長より説明を受けた。

まず、第1委員会室において、総務課長、消防交通係長、消防交通係に出席をいただき、防災に関する取組等の概要について説明を受けた。

各種災害に対応するために、南種子町地域防災計画を定め、それに基づき対応している。通常業務における防災担当は、総務課消防交通係の2名が主となり、災害復旧におけるそれぞれの担当となる建設課や総合農政課等と連携して業務を遂行している。また、国が推進する要援護者の個別避難計画についても、くらし保健課台帳整備に当たり、その情報をシステムで共有している。災害時及び災害の危険が高まった際の具体的な対応として、3段階の体制を設置することとなる。まず、消防交通係が対応する「情報連絡体制」、総務課長を本部長とする「災害警戒本部」、さらに、町長を本部長とした「災害対策本部」となり、気象情報や災害の状況、危険度の高まりに応じて対応に当たっている。

住民への避難行動の発令も、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階になっている。これらの情報は、防災無線をはじめ、スマートフォンへの緊急エリア

メール、テレビの速報等、様々な方法で情報伝達を行っている。避難所については、現在、町が指定している避難所施設26施設、内訳は、公民館施設が8、学校施設が9、町公共施設が4、（トレセン、福祉センター、自然の家、河内温泉）、防災公園1、福祉避難所3（芙蓉苑、長谷の里、あじさい）施設となる。そのほか、防災倉庫があおぞら広場に、さらに令和2年度には、新たに共済組合奥に備蓄倉庫を整備した。また、本町では、地区の輪番で毎年防災訓練を実施しているが、本年度は11月5日に西海地区で実施した。

次に、備蓄倉庫（備蓄品や防災備品等）を調査した。

非常食等の備蓄品は5年期限で、年次的に購入している。5年の経過をしたものについては、防災訓練や児童生徒に配布をしている。令和2年に地方創生臨時交付金を活用し、避難所用マットをはじめ、資機材の充実に努めた。令和3年には8台のEV車を公用車として導入。同時にパワームーバー（変電装置）を導入し、停電時には避難所での電源として利用可能です。

次に、長谷平山線（道路崩落）の調査をした。

令和5年10月9日の雨（1時間雨量42ミリ、24時間150ミリ）により道路片側が崩落。公共土木施設災害復旧事業を活用し整備を行う予定であり、10月の臨時会にて工事費を予算化した。12月20日に災害査定が予定されており、その後、発注となる。

次に、平山西之町浜田線（道路のり面）の調査をした。

モルタル吹きつけの経年劣化によるひび割れが生じている。吹きつけ工のみの崩壊で、公共土木施設災害復旧事業に該当していたため、6年度以降、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、補修工事を計画する予定。

次に、島間分団詰所及び島間自然の家の調査をした。

島間分団詰所は、老朽化や津波の浸水想定区域内であったことから、自然の家敷地内に移設し、令和5年9月に完成した。消防団が所有している消防車両は、中央分団がポンプ車及び水槽付消防車2台、島間分団がポンプ車1台、その他の分団は小型動力ポンプ付積載車を配備している。

自然の家は、平成29年の改修工事により島間地区公民館を併設し、島間地区の第1避難所に指定。令和4年度改修で部屋の改修、トイレを整備し、避難所機能の充実に努めた。

次に、準用河川大川川（河川）の調査をした。

西海地区より、河川水位の上昇時に避難の判断ができるよう、量水標の設置要望があり、大川橋は県道であり、熊毛支庁建設課と協議して設置する計画である。

次に、上中大川線（道路のり面）についての調査をした。

モルタル吹きつけの経年劣化によるひび割れが生じ、延長45メートルで高さ10メートル以上。緊急自然災害防止対策事業債を活用して、令和6年以降、補修工事を計画するとのことです。

以上で、現地調査を終了し、帰庁後、第1委員会室において委員会のまとめを行い、特に意見もなく、調査の結果として、次の事項を執行当局に申し入れることを決定した。

1、防災に関し、特に道路・河川等については、補助事業などを導入し、減災に努めること。

この件を執行当局に申し入れることを、議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会の閉会中の所管事務調査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、総務文教委員会の所管事務調査に係る委員長報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第14 発言取消し申し出について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第14、発言取消し申し出についてを議題とします。

上園和信君から12月8日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、発言内容が不適切でありましたので、お手元に配付しました発言取消申出に記載した部分を取消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、上園和信君からの発言取消の申出を許可することに決定しました。

日程第15 閉会中の継続調査の申し出

○議長（塩釜俊朗君） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16 議員派遣

○議長（塩釜俊朗君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第4回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 柳 田 博

南種子町議会議員 大 崎 照 男

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長

南種子町議会議員

南種子町議会議員